

人とペットの災害対策ガイドライン（案）

「事例等については内容が確定した後で追加する予定です。」

「人とペットの災害対策ガイドライン（仮称）」目次案

総説

I	ガイドライン策定の背景及び目的	1
II	ガイドラインの対象と用語の解説	2
	＜本ガイドラインにおける用語解説＞	
III	災害対応における基本的な視点	5
	1. 災害時の対応は飼い主による「自助」が基本	
	2. 救護活動の対象となるペットの考え方	
	3. 自治体等が行う災害時のペット対策の意義	
	4. 多様な主体の連携と協働	
	5. 広域支援の考え方	
IV	災害時のペット対策に係る法制度の整備状況	8
V	平常時と災害時におけるそれぞれの役割	10
	1. 飼い主の役割	
	2. 自治体の役割	
	3. 地方獣医師会の役割	
	4. 民間団体・企業の役割	
	(1) 民間団体	
	(2) 民間企業	
	5. 現地動物救護本部等の役割	
	6. 一般財団法人 ペット災害対策推進協会（ペット災対協）の役割	
	7. 国の役割	

本編

I	本編の位置づけ	17
---	---------	----

II 飼い主への普及啓発

1. 平常時の備えについての普及啓発-----18
 - (1) 防災対策
 - (2) ペットのしつけと健康管理
 - (3) ペットの所有者明示（マイクロチップ等による所有者明示）
 - (4) ペット用の避難用品や備蓄品の確保
 - (5) 情報収集と避難訓練
 - (6) 家族や地域住民との連携
 - (7) ペットの一時預け先の確保
2. 災害発生時の行動-----24
 - (1) 飼い主の安全確保・状況確認
 - (2) 避難の判断
 - (3) ペットとの同行避難
 - (4) 避難中のペットの飼養環境の確保
 - (5) 指定避難所や仮設住宅でのペットの飼養マナーの遵守と健康管理

III 自治体等がおこなうペットの災害対策

1. 平常時-----27
 - (1) ペットの災害対策に関する飼い主等への普及啓発・避難訓練
 - (2) 災害時におけるペット対策に関する連携体制の整備
 - 1) 災害時協定
 - 2) 現地動物救護本部の体制
 - 3) 人材育成
 - (3) 指定避難所や仮設住宅でのペットの受け入れ対策に関する、関係市町村等との調整
 - (4) 必要な物資の備蓄・更新
 - (5) 義援金の募集方法の検討
2. 災害発生時の初期対応（発災当日～翌日）-----37
 - (1) 避難者対応（避難の誘導・呼びかけ）
 - (2) 被害状況の把握
 - (3) 現地動物救護本部の設置の検討
 - (4) 飼い主（ペットの飼養者）への支援
 - (5) 放浪ペットへの対応
3. 災害時のペット対策（2日目以降の緊急対応）-----39

- (1) ペットに関する情報窓口の一元化
- (2) 関係団体等との連絡調整と支援の要請
- (3) 負傷動物や放浪動物等の保護が必要な動物への対応

4. 避難生活での飼い主支援-----41

- (1) 物資の支援
- (2) 飼い主の飼育環境整備のための支援
- (3) 人畜共通感染症の予防の措置
- (4) 一時預かり体制の整備・対応
- (5) ボランティアの要請と受け入れ
- (6) 応急仮設住宅での飼い主支援
 - 1) 応急仮設住宅におけるペットとの同居
 - 2) 応急仮設住宅の設置・管理者との連携によるペット飼養方法の決定
 - 3) ペットの適正飼養の指導
 - 4) 必要な物資の支援
 - 5) ボランティアの要請と受け入れ

5. 災害時におけるペット対策活動の終息の考え方-----46

IV 災害時のペットの支援活動を支えるもの

- 1. 人材の確保、ボランティア（個人・獣医師・民間団体）や広域支援との連携-----47
- 2. 物資の備蓄・提供、救援物資の受付・配布-----49
- 3. 資金の確保、義援金の募集・配布-----50

V 参照事項

- 1. 負傷動物、放浪動物等の保護が必要な動物への対応について-----51
 - (1) 負傷動物、放浪動物の保護
 - (2) 一時預かり
 - (3) 公示と飼い主への返還
 - (4) 譲渡
- 2. 動物収容施設を設置する場合の留意点等について-----53
- 3. 広報・普及啓発-----56

人とペットの災害対策ガイドライン（仮称）

総説

Ⅰ ガイドライン策定の背景及び目的

大規模な災害時には、多くの被災者が長期にわたり避難生活を送ることになる。この中には、犬や猫などのペットを飼養する被災者もいれば、ペットを飼養しない被災者もいるが、いずれも同じ被災者として、共に災害を乗り越えていけることが必要である。

自治体や現地動物救護本部等が、大規模災害の発生時に行う動物救護対策については、動物愛護の観点からだけでなく、災害対策の中での位置づけを行い、適切に対応していくことが必要である。災害時の動物救護対策は、被災者である飼い主の避難を支援し、放浪動物による人への危害の防止や生活環境保全の観点から行うものである。また、自治体等の救護体制の有無にかかわらず、ペットの飼い主は、「自助」を基本として、日ごろから適正飼養の心構えを持ち、災害に備えておくことが何よりも重要である。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、大規模な地震や津波、それに伴う原子力災害が発生し甚大な被害を及ぼした。発災時に住民は、緊急避難を余儀なくされたため、自宅にとり残され、飼い主とはぐれたペットが放浪状態になった例が多数生じた。また、飼い主とペットが共に避難できた場合でも、避難所では動物が苦手な方や、アレルギーの方を含む多くの避難者が共同生活を送るため、一緒に避難したペットの取扱いに苦慮する例も見られた。

このために環境省では、自治体等が地域の状況に応じた、独自の災害対策マニュアルや動物救護の体制を検討する際の参考となるように、飼い主の責任によるペットとの同行避難を基本に置いた「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を平成 25 年 6 月に作成し自治体等に配布した。

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震は、このガイドラインの策定後に発生した大規模な地震災害であるが、それまでの間に、このガイドラインは多くの自治体で活用されるようになり、熊本地震では、かなりの被災者がペットとの同行避難を実施したと言われる。しかし、避難所でのペットの受け入れや、ペットの一時預りをはじめ、広域な支援体制や受援体制の整備などでは数多くの課題が指摘された。こうした熊本地震への対応状況を検証し、より適切な対策が講じられるようにするため、ガイドラインの改訂を行うこととした。

災害時に行うペットへの対策とは、飼い主が自らの責任の下、災害を乗り越えてペットを適切に飼養し続けることであり、自治体が行う対策の目的は、飼い主による災害時の適正飼養を支援することにある。同時に、災害という非常時にあっても、ペットをめぐるト

1 ラブルを最小化させ、動物に対して多様な価値観を有する人々が、共に災害を乗り越えら
2 れるように支援することである。

3 被災動物への対応は、災害の種類や規模、起こった季節や地域における動物救護体制の
4 整備状況等によって異なり、各自治体を取り得る体制は多様なものとなる。したがって本
5 ガイドラインでは、これまでの災害における動物救護活動の事例を幅広く盛り込んだ。各
6 自治体が地域ごとに必要とする、人とペットの災害対策を検討する際に、このガイドライ
7 ンが参考になれば幸いである。

10 II ガイドラインの対象と用語の解説

11 本ガイドラインは、自治体等が利用することを想定して作成するものであるが、その他
12 の主体が動物救護活動を行う際にも参考となることを意識して策定している。

13 また、本ガイドラインは、家庭動物等* のうち主に犬や猫などのペットを飼養する被災
14 者を対象とし、避難生活中のペットの適正飼養を支援する観点から、動物救護対策を立案
15 する際に活用されることを想定している。

16 また、本ガイドラインで示す実施項目は、飼い主と動物救護活動の従事者の安全の確保
17 を前提にしており、飼い主がペットと避難行動を共にすること（同行避難等）を想定して
18 いる。

20 本書で用いる主な用語について、以下に用語の意味等を解説する。

22 <本ガイドラインにおける用語解説>

24 ○ 適正飼養

25 適正飼養という言葉には幅広い意味があるが、通常、人間社会の中でペットを飼う際に
26 最も重要となるのは、ペットを飼うことが他人の迷惑にならないようにすることである。
27 特に大勢の避難者が共に生活することを強られる災害時には、この観点からの適正飼養
28 が重要なものとなるが、その実現には、平常時からのペットの十分なしつけや準備が必要
29 となる。

30 その上で、動物の飼養者は、動物の健康と安全を守る責務も負う。この観点からは、適
31 正飼養とは、それぞれの動物の習性等を踏まえた、動物の健康や正常な行動のために適切
32 に飼養することをいうが、災害時には、人の健康維持に必要な環境さえ期待できない状況
33 のなかで、動物の飼養のために必要十分な環境を整えることは難しい。ペットを飼養して
34 いる人は、他人に迷惑がかからない状況の確保を常に考えながら、ペット自体の健康と安
35 全を確保できるように努める必要がある。

1 ○「自助」、「共助」、「公助」

2 「自助」とは、自分で自分の身を助けること。他人に依存頼せず、自らの力でことを成し
3 遂げること。「共助」とは、互いに力をあわせて助け合うこと。「公助」とは、行政機関な
4 ど公的機関が援助すること、といった趣旨で用いられる。

5 本書では、これらの考え方を、防災の面から以下のように仮定して用いる。

6 ・「自助」：「自分の命は自分で守る」という意味で防災の基本。特に発災直後の行動
7 は、自身の安全を確保するために、避難すべきか、そのまま留まるべきかの判断に始
8 まり、自己が所有し管理するペットの安全確保や飼養も自助が原則となる。通常、災
9 害時の対応は、自助が7割とも8割とも言われる。

10 ・「共助」：企業、地域の集まりなどのコミュニティのメンバーが共に助けあうこと。自
11 助による個人の安全の確保が前提条件となる。

12 ・「公助」：行政による支援活動であり、初動が遅れる傾向にあるので、「公助」が開始
13 されるまでは実質的に「自助」や「共助」が災害対応上の主体になる。

14
15 ○広域支援

16 大規模な災害の発生時に被災自治体等の機能を復旧し、災害救援活動が開始できるよう
17 に支援する仕組み。

18 支援の内容は、機能復旧や救援活動のための人員派遣や、意思決定のための蓄積情報や
19 資料の提供、災害に関連する情報の収集と発信、現地本部立ち上げのための関係機関等と
20 の調整、物資や技術、義援金の支援等多岐にわたる。

21
22 ○受援

23 受援は支援を受けること。ここでは主に、支援を受ける際に迅速な受け入れ体制がとれ
24 るように、その方法や手順をあらかじめ検討し、決めておくこととして使われる。

25
26 ○避難所

27 災害時に避難するための施設や場所を示す総称。自治体により指定された避難（場）所
28 の他、近隣の公園や駐車場等に住民が集まって生活を始める自発的な避難所もある。

29
30 ○指定緊急避難場所

31 居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所で、市町村長は災害
32 の種類に応じて適切な避難場所を予め指定しておくこととされている。

33 災害の種類例：「洪水」「崖崩れ、土石流、地滑り」「高潮」「地震」「津波」「大規模な
34 火事」「内水氾濫や噴火（火山現象）」など

1 注：指定緊急避難場所が指定避難所を兼ねる場合もある。（参照：内閣府による指定緊急
2 避難場所の指定に関する手引き：平成 29 年 3 月
3 <http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/shiteitebiki.pdf>)
4

5 ○指定避難所

6 避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ
7 戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設で、市町村長から指定を受けた施設。
8 一般的にペットの受け入れが課題となるのは、この指定避難所である。

9 ○在宅避難

10 地震などの災害の際には、まず、より安全な場所に緊急避難するが、その後に自宅の安
11 全性を避難者自身が確認し、自宅で継続して居住できると判断した場合に、避難所等の他
12 所には避難せず、自宅等で継続して避難生活を行うこと。ペットとともに自宅で避難生活
13 を送ることも在宅避難である。なお、災害時に被災者が集中して指定避難所への収容が困
14 難になる可能性がある大都市部等では、強固な建築物や安全な地域などに居住する住民に
15 対して、在宅避難を薦めている自治体もある。

17 ○同行避難

18 災害の発生時に、飼い主が飼養しているペットを同行し、避難場所等まで安全に避難す
19 ること。同行避難とは、ペットと共に移動を伴う避難行動を行うことを指し、避難所等に
20 おいて人とペットが同居することを意味するものではない。

21 なお、「避難所運営ガイドライン」（平成 28 年 4 月内閣府）では、「同伴避難」という用
22 語が用いられている。「同行避難」が、ペットとともに安全な場所まで避難する行為（避
23 難行動）を示す言葉であるのに対して、「同伴避難」は、被災者が避難所でペットを飼養
24 管理すること（状態）を指す。ただし、同伴避難についても、指定避難所等での人とペッ
25 トが同室で同居することを意味するものではなく、ペットの飼養環境は避難所等によって
26 異なる。
27

28 ○現地動物救護本部

29 自治体、地元獣医師会、民間団体等が、災害発生時に被災地において動物救護活動を実
30 施し、被災動物や飼い主に対して必要な支援を行うために設置される組織。被災地から避
31 難したペットと飼い主を支援するために、近隣自治体に設置されることもある。
32

33 ○一般財団法人 ペット災害対策推進協会（略称「ペット災対協」）

34 天災や人災などの不測の緊急災害時に、被災した動物の救護や円滑な救護の確保を行う
35 ことを目的として、（公財）日本動物愛護協会、（公社）日本動物福祉協会、（公社）日本
36

1 愛玩動物協会、(公社)日本獣医師会の4団体を主な構成団体として、平成8年に設置さ
2 れた任意団体の「緊急災害時動物救援本部」の事業と資産を引き継いで設置された広域組
3 織。平成26年に現在の法人化がなされた。

4 災害時のペットの救護支援のみならず、ペットとの同行避難の普及啓発、災害時の救護
5 ボランティアの育成や研修、全国各地の災害対策用資材の備蓄基地の整備など、災害発生
6 に備えた平時からの活動を目的とする。特に災害の発生時には、被災地の行政機関や獣医
7 師会、現地動物救護本部等と連携を取りながら被災ペットの救援物資や資金などの提供活
8 動を行うとともに、現地の動物救護本部等が行う被災ペットの救護のための寄附金募集事
9 務の代行等の活動を行う。

11 ○動物救護施設

12 災害時に飼い主からの一時預りや負傷動物、保護、収容したペットの飼養管理等を行う
13 施設。既存の保健所や動物愛護センター等の運営管理の範囲内で運営することが基本だ
14 が、ペットの収容、飼養管理等にあたって既存施設の活用では不十分だと考えられる場合
15 は、増設または新設を検討する。

17 ○所有者明示

18 ペットに迷子札、マイクロチップ、鑑札、狂犬病予防注射済票等を装着することによ
19 り、飼い主を明確にしておくこと。ペットと飼い主がはぐれた場合でも第3者が飼い主を
20 特定できる。なお、飼い主の名前や連絡先などが特定出来ない首輪のみの装着は、所有者
21 明示としては不十分である。

23 ○放浪動物

24 飼い主とはぐれるなど何らかの理由で放浪状態になったペットのほか、繫留されたまま
25 放置された状態のペットも含む。

28 III 災害対応における基本的な視点

29 1. 災害時の対応は飼い主による「自助」が基本

30 災害への対応には、いわゆる「自助」、「共助」、「公助」があり、人の災害対策では、
31 「自助」と「共助」が基本だとされている。大規模な災害ともなれば、発生直後の「公
32 助」に大きな役割を期待することが難しく、自分自身の身を守ることが必須になる。

33 このことは、ペットの飼い主にとっても同じである。災害時に行われる行政による支援
34 (公助)では、人の救護が基本であることから、災害の発生当初には、ペットに対する食
35 料や水などの支援が困難なことが多い。飼い主はこうした場合にあっては、ペットの安全
36 と健康を守り、他者に迷惑をかけることなく、災害を乗り越えてペットを適正に飼養して

1 いく責務を負っている。したがって普段から、災害時に必要となる備えをし、地域社会に
2 受け入れられるように、ペットを適正に飼養する必要がある。

3 災害の発生時に、飼い主が自身の安全を確保した上で、災害の状況を見極め、より安全
4 な避難場所を確保するために、ペットと共に避難行動（同行避難等）を行うことがペット
5 を守るための第一歩である。自治体によっては、堅牢なマンション等での在宅避難を推奨
6 しているところもあるので、あらかじめ、それぞれの自治体における避難のあり方を確認
7 しておくことも必要になる。

8 また、自宅等からの避難が必要な災害が発生し、飼い主がペットと同行避難することを
9 想定して、災害に備えたペット用備蓄品の平常時からの確保や避難ルートの確認等はもち
10 ろんのこと、ペットが社会の一員としての適性をもつべきことを飼い主が認識し、同行避
11 難するために必要なしつけや健康管理を行うことも飼い主の責務である。

12 また、避難所では、ペットの世話やフードの確保、飼養場所の管理は原則として飼い主
13 の責任で行うことになる。大勢の人が共同生活を送る避難所や仮設住宅（復興住宅等を含
14 む。以下、「仮設住宅」とする。）において、ペットを原因としたトラブルが生じないよ
15 うペットを飼養していない避難者への配慮を行うとともに、ペットの健康と安全を確保す
16 るための措置を講じるなど、飼い主には平常時以上の適正飼養の努力が求められる。

17 飼い主がペットの防災を考え、十分な備えをすることは、自分や家族の防災を考えて災
18 害に備えることにもつながり、「自助」によるペットの災害対策を講じることが、自分自
19 身や家族、さらには地域の防災力の向上にもつながる。

21 **2. 救護活動の対象となるペットの考え方**

22 災害が起こった際に、ペットと飼い主を救護し、適切な飼養を支援するために、行政が、
23 その災害において救護活動の対象とするペットの考え方やその範囲をあらかじめ明確にし
24 ておくことは、被災地の限られた人材や施設、予算などを有効に利用して迅速な救護活動
25 を進めるうえで、また被災地以外の地域や自治体に必要な支援を要望する上で非常に重要で
26 ある。

27 したがって救護活動の対象となるペットの考え方は、被災自治体等が、発災後の早いうち
28 に決定して公表する必要がある。これまでの経験からの一般的な考え方として、対象となる
29 ペットには飼い主がいること、対象とする地域は災害救助法が適用された地域と考えられ、
30 また保護された動物等を救護活動の対象動物として取り扱う期間は、被災状況や救護活動
31 の進展状況等を勘案して決定する。

33 **3. 自治体が行う災害時のペット対策の意義**

34 災害時に行政機関が担う役割は、一義的には被災者の救護である。このため、ペット対
35 策には手が回らない事態になることも多い。行政機関が行うペット対策は、被災者を救護

1 する観点から、災害時にも被災者がペットを適切に飼養できるように支援するものであ
2 る。

3 また、被災地で迷子になり、放浪状態になったペットを保護する必要も生じる。これは
4 ペットとはぐれた被災者の心のケアの観点から重要なだけでなく、放浪動物がもたらす被
5 災地の環境悪化を防止し、公衆衛生の確保にも寄与する。

6 自治体が行うペットの救護対策は、①発災から避難所での避難生活までの間の対策と、
7 ②避難所を出た後の仮設住宅等での生活以降の対策の二つに区分できる。全期間を通じて
8 飼い主の責任によるペットの飼養が基本になるものの、①では、ペットの一時預りや避難
9 所での飼養環境の整備などを通じての支援があり、②の段階では、被災者の置かれた状況
10 に応じて、ペットの長期預かりなどのニーズが生じることがある。

11 ペットを連れた被災者が必要とする支援を自治体等が担うことは、ペットの飼い主の早
12 期自立を支援することであり、ペットの健康と安全の確保にも寄与する。

14 **4. 多様な主体の連携と協働**

15 大規模な災害時に自治体は、避難所の運営などに数多くの人員を割かれるため、平常時
16 には行えていた動物の保護等ができなくなることが起こり得る。

17 現地動物救護本部は、自治体と地方獣医師会などで作る組織だが、その立ち上げを地方
18 獣医師会が率先して主導することで、発災直後には、ペットに対する活動が困難になりが
19 ちな自治体が主導するよりも円滑な立ち上げと支援が可能になる場合がある。したがっ
20 て、被災者に対して早急で円滑な支援をするためには、災害発生直後の活動のあり方を、
21 あらかじめ関係機関や団体間で定めておくことが重要である。

22 また、災害の発生時には、多くの民間支援団体が被災地に入るが、ペットを対象とした支
23 援の場合は、人間の救護の場合と異なり、活動のルールや行動規範がいまだ明確ではない。
24 現地での活動をより効果的なものとするためには、被災地で支援団体等の活動を調整しコ
25 ーディネートする機能が必要であり、そうしたコーディネート体制のあり方についても検
26 討し準備しておく必要がある。

27 災害時には多くの人手が必要になるので、安心して任せられる人材の確保は非常に重要
28 である。自治体や獣医師会は民間団体などと、平常時の活動を通じて良好な協力関係を築い
29 ておき、災害時に協働して支援活動ができるような体制を整備しておくことで、自らの地域
30 が被災したときはもちろんのこと、他の地域で広域からの支援が必要になった際にも、受援
31 側が安心して委ねられる広域支援の実施が可能となる。

33 **5. 広域支援の考え方**

34 大規模な災害の際に被災地は、人や建物、インフラ等がともに大きな被害を受けるが、地
35 域の中核となる都市が被災した場合は、都市機能が停滞する中で災害救援活動を開始する
36 には困難を伴うため、今後、発生することが予測されている広域災害を視野に、広域な支援

1 が相互に行える共助（互助）としての体制整備が必要とされている。

2 災害への備えをあらかじめ十分にしていた場合でも、県庁所在地等の直下での地震発生
3 などの場合は、自治体や地元獣医師会が被災し、現地動物救護本部の活動が速やかに開始で
4 きないこともある。このため、近隣の自治体や獣医師会等との間で、災害時のペットの救護
5 や支援の広域的な連携のあり方をあらかじめ検討し、災害の発生時に広域な支援体制が取
6 れるように、定期的に訓練をするなどの準備をしておくことが重要である。また、そうした
7 広域の支援を円滑に機能させるためには、各自治体や獣医師会等が、前もって受援のあり方
8 を検討し、他の地域からの支援の速やかな受け入れが可能になるように、受け入れの条件や
9 環境を整備しておくことが望ましい。

12 **IV 災害時のペット対策に係る法制度の整備状況**

13 行政による災害時対応の根拠となるのは、災害対策基本法（昭和 36 年法律 223 号）であ
14 る。政府は、「防災基本計画」を定め、その基本計画に基づいて、各省庁等において所掌分
15 野別の「防災業務計画」を策定する他、都道府県や市町村は「地域防災計画」を策定する。
16 地方公共団体が「地域防災計画」を策定する際には、「防災業務計画」も参考とされること
17 となっている。

18 平成 26 年 1 月の「防災基本計画」の修正において、飼い主による家庭動物との同行避難
19 や避難所での飼養等に関する事項が追加された。また、平成 28 年 4 月の熊本地震を踏まえ
20 て、環境省の「防災業務計画」においても、災害時のペット対応に関する記述が強化され、
21 自治体の「地域防災計画」の作成の基準となる事項に、次の 2 項が追加されるとともに、「地
22 域防災計画」の策定にあたっては、「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を参
23 照することも追記された。

- 24 1) 災害予防：飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の
25 家庭での予防・安全対策、救護活動の方法及び関係機関との協力体制の確立等に関す
26 る事項（現地動物救護本部の設置に関する事項を含む）
- 27 2) 災害応急対策：被災した家庭動物の同行避難の把握などの情報収集、被災した家庭動
28 物の保護収容、避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物
29 の逸走対策、動物伝染病上必要な措置並びに飼料・ケージ等の調達及び配分の方法等に
30 関する事項

31
32 一方、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）では、平成 24 年
33 の法改正により、第 6 条の動物愛護管理推進計画に定める事項に災害時対策が追加される
34 とともに、第 38 条の動物愛護推進員の役割には、「災害時に、国または都道府県等が行う
35 犬、猫等の動物の避難、保護等の協力に関する施策に必要な協力をする事」が追加され
36 た。

1 また、改正法を踏まえて、平成 25 年 8 月に改訂された「動物の愛護及び管理に関する
 2 施策を総合的に推進するための基本的な指針」では、2 施策別の取組に（8）災害時対
 3 策、②講ずべき施策として以下（要約）が記載されている。

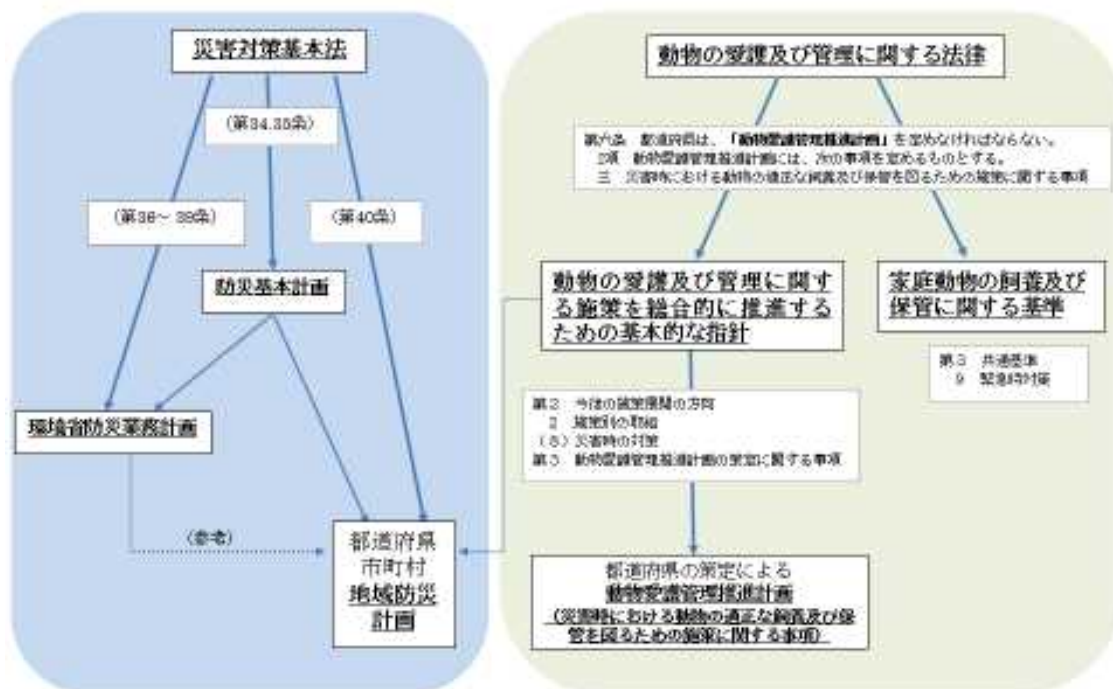
4 ア 動物愛護管理推進計画に加えて、地域防災計画においても、所有者（飼い主）責任
 5 を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理、放浪動物等の救護等、地域の実
 6 情や災害の種類に応じた対策が適切にとれるよう、体制の整備を図ること。また、関
 7 係省庁は、その体制の整備に向けた調整を図ること。

8 イ 動物の救護等が円滑に進むように、逸走防止や所有明示等の所有者の責任の徹底を
 9 推進すること。

10 ウ 災害時に民間団体と協力する仕組みや、地方公共団体間で広域的に対応する体制の
 11 整備を推進すること。

12
 13 現在、各自治体において、国の「防災基本計画」を踏まえ、環境省等の「防災業務計画」
 14 や「動物愛護管理基本指針」を参考として、「地域防災計画」が修正され、各自治体の実情
 15 に応じながら、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養等に関する事項が盛
 16 り込まれている。

<現行の防災対応に係る体系図>



17
 18
 19

1 V 平常時と災害時におけるそれぞれの役割

2 1 飼い主の役割

3 災害の発生時にペットを守るのはその飼い主であることから、ペットを守るためには、
4 まずは飼い主が無事であることが必要となる。そのために、飼い主がペットの防災を考え
5 ることは、ペットだけではなく飼い主自身の災害対策を考えることに他ならない。飼い主
6 自身が安全を確保できるように備えることで、災害時にも、ペットを適切に飼養するこ
7 が可能になる。

8 自治体等による災害時のペット対策での支援は、しつけや健康管理など、平常時に飼い
9 主が十分な飼養責任を果たしていることが前提となっている。災害の発生時に避難所等に
10 避難するような場合には、人畜共通感染症等により他の避難者やペットに迷惑をかけない
11 ようにすると共に、各避難拠点が定めたペット管理のルールを遵守する必要がある。その
12 ために健康面やしつけを含めた、ペットの平常時からの適正な飼養が、最も有効な災害対
13 策になる。また、多数のペットを飼養しようとする時は、万一の際に同行避難することが
14 可能な数か否かについても、十分に検討しておく必要がある。

15 飼い主の役割とは、ペットを飼うという権利に付随して果たさねばならない義務を常に
16 意識し、災害に対する「十分な備え」をするとともに、常に飼養者の責任を果たす「心構
17 え」をもつことである。

18 ◆ 飼い主が行うべき対策の例

19 平常時

- 21 ・ 住まいや飼養場所の防災対策
- 22 ・ ペットのしつけと健康管理
- 23 ・ 不妊・去勢処置
- 24 ・ ペットが迷子にならないための対策（マイクロチップ等による所有者明示）
- 25 ・ ペット用の避難用品や備蓄品の確保
- 26 ・ 避難所や避難ルートの確認等の準備
- 27 ・ 避難所以外の避難先やペットの預け先の確保
- 28 ・ 飼い主同士の共助のためのコミュニケーションと良好な関係の構築
- 29 ・ 避難訓練への参加と家族単位の避難訓練（シミュレーション）の実施
- 30 ・ 携行できるペット情報のまとめ（治療記録、ワクチン接種歴など）

31 災害時

- 32 ・ 人とペットの安全確保
- 33 ・ 避難が必要な際のペットとの同行避難
- 34 ・ 避難所や仮設住宅におけるペットの飼養マナーの遵守と衛生管理

35

2 自治体の役割

自治体は災害の発生時に、飼い主が自己の責任で行うペットの同行避難や、適正な飼養管理ができるように、平常時から、飼い主に対してペットの飼養・管理方法を啓発して普及する。また、動物の保護や救護活動が必要な場合に備え、各行政機関や関係団体と連携して円滑な救護活動が協働できるように、地方獣医師会や民間団体、企業等と災害時の協定を締結する。さらに現地動物救護本部等の設置に向けた連携の準備や、災害の発生直後に、行政の動物保護活動の開始が困難な場合の体制も検討し、自治体間で協力して、広域で対応する体制の整備も検討しておくことが望ましい。

なお、平成25年9月1日に施行された改正動物愛護管理法に、動物愛護推進員の活動として、災害時におけるペットの避難や保護等に関する協力が追加されたことを踏まえ、災害時の動物愛護推進員との協力体制も検討する。

災害が発生した際に自治体は関係機関と連携して、同行避難の推進、避難所で必要な飼養の支援、放浪動物の保護や負傷動物等を救護するなど様々な役割を担う。自治体によるこれらの活動は、被災した飼い主への支援という観点から重要であり、ひいては、ペットを飼養しない被災者を含む全被災者への総合的な救護対策としても重要である

都道府県等は、各自治体が策定した災害に関する計画や、次に掲げる項目などを参考に必要な対策を検討しておく。

◆ 都道府県等が行う対策の例

平常時

- ・ ペットの適正な飼養、災害への備え等に関する飼い主への普及と啓発
- ・ ペットとの同行避難を取り入れた避難訓練
- ・ 災害時のペット対策に関する連携体制の整備（災害協定、現地救護本部の体制、人災育成）
- ・ 関係機関や団体、動物愛護推進員、他の自治体との災害時の動物救護活動に関する連携体制の整備に係る調整
- ・ 避難所や仮設住宅でのペットの受け入れ対策に関する、関係市区町村等との調整
- ・ 動物救護施設を設置するための候補地の検討
- ・ 災害時に協力が得られるボランティアリストの作成、ボランティアの育成
- ・ 必要物資の備蓄と更新
- ・ 感染症対策

災害時

- ・ 危険動物の逸走等に係る対応（特定飼養施設の破損、特定動物の逸走状況等の確認、逸走時の対応等）
- ・ 被災者と被災動物についての情報収集

- 1 ・ 関係部局、国、他の自治体、獣医師会やペット災対協等との連絡調整やこれらへの
- 2 支援要請
- 3 ・ 被災地市区町村への、ペットとの避難や救護に係る指導と助言
- 4 ・ 避難動物、放浪動物等に関する相談窓口の設置
- 5 ・ 動物愛護推進員への協力の要請等
- 6 ・ 獣医師の派遣依頼と派遣調整
- 7 ・ 現地動物救護本部等の設置の検討
- 8 ・ 放浪動物や負傷動物の保護収容、返還や譲渡活動
- 9 ・ 被災住民への動物救護に関する情報の提供
- 10 ・ 避難に関わる情報の収集、適正な飼養の指導
- 11 ・ 人と動物の共通感染症の防疫と予防
- 12 ・ 救援物資等の調達と保管場所の確保、輸送手段の調整と受け取り

13

14 市区町村は、各自治体が策定した災害に関する計画や、都道府県等や現地動物救護本部
15 等からの要請に応じ、次の事項の実施を検討する。

16

17 ◆ 市区町村が行う対策の例

18 平常時

- 19 ・ ペットの適正な飼養や災害への備え等に関する飼い主への啓発と普及
- 20 ・ ペットとの同行避難を含めた避難訓練
- 21 ・ 避難所、仮設住宅等へのペットの受け入れと飼養に係る担当部局や運営担当（施設
22 管理者など）との検討と調整、住民への周知

23 災害時

- 24 ・ ペットの同行避難者の指定避難所等への避難誘導と支援
- 25 ・ 指定避難所や仮設住宅へのペットと同行避難者の受け入れ
- 26 ・ 指定避難所や仮設住宅でのペットの飼養状況等に関する都道府県等への情報提供
- 27 ・ 指定避難所や仮設住宅でのペットの適正な飼養に係る指導と支援
- 28 ・ 都道府県や現地動物救護本部等が行う動物救護活動に対する支援の要請と連携協力
- 29 ・ 被災住民等への動物救護や飼養支援に関する情報の提供

30

31 3 地方獣医師会の役割

32 地方獣医師会は、自治体や関係団体と連携し、(公社)日本獣医師会が作成した「災害
33 時動物救護の地域活動マニュアル策定のガイドライン」を参考に各地方獣医師会が作成す
34 る災害対策に関する計画やマニュアル等に沿って協力や支援をする。

35 大きな災害に見舞われたときには、自治体が人の救護等に忙殺され、ペットへの対応等
36 ができない場合があるため、地方獣医師会が現地動物救護本部等の構成団体の場合には、

1 積極的に救護本部の設置に努めることが望ましく、本部の設置後は構成団体として救護活
2 動等を行う。また地方獣医師会は、避難所等におけるペットの治療、健康管理に関する飼
3 い主からの相談の受付等、被災地での獣医療に関わる支援を担う。

4 なお獣医師自らが被災して十分な支援が行えない場合も想定し、平常時から、近隣の地
5 方獣医師会と災害時の連携等について、検討しておくことが望まれる。

7 ◆ 地方獣医師会が行う活動内容の例

8 平常時

- 9 ・ 災害に備えたペットの健康管理等に関する飼い主への啓発
- 10 ・ ペットの同行避難も含めた避難訓練への協力
- 11 ・ 協力が可能な動物病院や獣医師のデータベースの作成
- 12 ・ 自治体や近隣地方獣医師会との災害時の協定に係る調整

13 災害時

- 14 ・ 都道府県等が実施する動物救護活動への協力
- 15 ・ 現地動物救護本部等を設置した際に、本部構成団体として都道府県等と連携して動物
16 救護活動を実施
- 17 ・ 避難所等への獣医師の派遣と避難動物の健康管理、公衆衛生対策に係る支援
- 18 ・ 飼養困難なペットの一時預かりや譲渡の支援
- 19 ・ 負傷動物等の治療や保管
- 20 ・ 近隣地方獣医師会への支援要請（人材派遣、一時預かり、譲渡等）

22 4 民間団体・企業の役割

23 (1) 民間団体

24 民間団体とは、動物愛護団体をはじめとした動物に関連した民間の団体のことである。
25 これらの民間団体は、平常時から所在地の自治体等と協力関係を築き、災害時に自治体等
26 が必要とする支援や協力を行うことが望ましい。そのために、発災時に自治体等と共同し
27 て行う活動のルール等をあらかじめ定めておくことが有効である。

28 現地動物救護本部等の構成団体になっている場合は、自治体や地方獣医師会等の要請の
29 もとで、次に掲げる支援や協力を検討する。

31 ◆ 民間団体が行う支援や協力の例

32 平常時

- 33 ・ 災害に備えたペットの適正な飼養等についての、飼い主への普及啓発への協力
- 34 ・ ペットの同行避難も含めた避難訓練への協力
- 35 ・ ペット災対協などの他の民間団体との協力関係の構築

36 災害時

- 1 ・ 救援物資の配布協力
- 2 ・ ペットの一時保管先や避難所、仮設住宅でのペットの飼養管理の支援
- 3 ・ 所有権が放棄されたペットの新しい飼い主探しへの協力
- 4 ・ ボランティアの管理などへの協力
- 5 ・ その他、自治体等が必要とする支援への協力

6

7 (2) 民間企業

8 民間企業とは、主に動物取扱業者やペット用品販売業者、ペット用医薬品販売業者やそ
9 の他、ペット産業に関連した業界団体等である。民間企業は、自治体等が平常時から検討
10 するペット用品等の備蓄や人材派遣に協力することが望ましい。

11 自治体や地方獣医師会、現地動物救護本部等が必要とする獣医師や動物看護師、ドッグ
12 トレーナー、トリマー等、動物の専門的知識や技術を有する人材派遣への協力や、必要な
13 救援物資の供給などを平常時から検討しておくことが望ましい。

14

15 ◆ 民間企業が行う主な支援と協力の例

16 平常時

- 17 ・ ペット用品等の災害支援準備（備蓄等）
- 18 ・ 地元自治体や地方獣医師会等との連携と協力
- 19 ・ 災害の発生に備えた動物取扱業者同士の連携や協力体制づくり

20 災害時

- 21 ・ ペット用品等の提供
- 22 ・ 専門的人材の派遣や機材、車両等の提供による技術や動物輸送の支援
- 23 ・ 被災した動物取扱業者等が管理する動物の移動や保管などへの協力と互助

24

25 5 現地動物救護本部等の役割

26 「現地動物救護本部」等は、自治体や獣医師会などで構成された、災害時の緊急対応を
27 担う組織だが、平常時から体制を整備して、災害発生時の本部の設置のタイミングや活
28 動の在り方を、関係機関や団体の間であらかじめ決めておくことで、発災の直後に迅速に
29 活動を開始でき、円滑な被災者支援に結びつく。

30 災害の発生時に、自治体や地方獣医師会等は現地動物救護本部等の設置の必要性を判断
31 し、本部を設置する場合は、飼い主支援や動物救護活動などをするために、構成団体や機
32 関と調整して、次の各項目に係る活動を行う。

33

34 ◆ 現地動物救護本部等が行う活動内容の例

35 平常時

- 36 ・ 現地動物救護本部の組織体制の検討（本部長などの役職や活動での役割分担等）

- 1 ・ 設置要綱や活動規定等の準備（本部設置のタイミングや活動内容等）
- 2 ・ 義援金の受け入れ口座等の準備
- 3 ・ 構成団体間の連絡体制の整備
- 4 **災害時**
- 5 ・ 情報収集と関係機関への連絡、広報活動
- 6 ・ 物資の調達と配布
- 7 ・ ボランティアの確保・配置・管理
- 8 ・ 義援金の募集と活用
- 9 ・ 避難所や仮設住宅でのペットの受け入れに関わる市区町村への要請
- 10 ・ 避難所や仮設住宅でのペットの飼養・管理の支援
- 11 ・ 相談窓口の設置
- 12 ・ 保護が必要な動物への対応
- 13 ・ 動物救護施設の設置や運営
- 14 ・ 被災ペットの治療や一時預り、譲渡等に係る、動物病院への協力要請
- 15 ・ 人材や物資、活動資金、技術支援、情報提供の要請

16

17 **6 一般財団法人 ペット災害対策推進協会（ペット災対協）の役割**

18 （一財）ペット災害対策推進協会は、（公財）日本動物愛護協会、（公社）日本愛玩動物
 19 協会、（公社）日本獣医師会の3団体等から構成され、大規模災害が起こった際に地
 20 方自治体等の支援を行う。主に、現地動物救護本部等や被災地の自治体等を人材、物資、
 21 資金の面から支援する。

22

23 ◆ペット災対協が行う活動内容

24 **平常時**

- 25 ・ 環境省、関係行政機関や団体との連携
- 26 ・ 既に組織化されている現地動物救護本部や都道府県、地方獣医師会等との連携や協力
 27 協定の締結
- 28 ・ 都道府県、区市町村への情報提供
- 29 ・ 区市町村に対する避難所での動物飼養に対する助言
- 30 ・ 飼い主に対する同行避難や避難所でのペットの適正な飼養管理等に関する啓発
- 31 ・ ペット災対協への協力団体との物資支援に関する調整（支援リストの作成、災害時の送
 32 付方法等）
- 33 ・ 動物救護活動ボランティア指導者の育成

34 **災害時**

- 35 ・ 情報収集と現地調査
- 36 ・ 環境省や関係行政機関、被災地自治体や現地動物救護本部、協力団体などとの連絡調整、

1 活動に関する協力や支援

- 2 ・ 現地動物救護本部の組織化と活動への支援
- 3 ・ ボランティア指導者の派遣、支援物資の送付調整
- 4 ・ 動物救護活動協力団体や施設リストの提供
- 5 ・ 寄付金の募集代行（現地本部の口座が開設されていない場合）、海外からの支援の窓口

7 国の役割

8 国は、都道府県等の動物愛護管理担当部署や現地動物救護本部等、ペット災対協、その
9 他関係機関と連絡や調整し、被災地の動物救護活動を支援する。

◆ 国が行う活動内容の例

平常時

- 13 ・ ペットの適正な飼養、災害への備え等に関する飼い主への啓発と普及
- 14 ・ 自治体への災害対策や過去の事例に関する情報の提供
- 15 ・ 関係機関等との災害に関する連絡調整

災害時

- 17 ・ 被災地の都道府県等と連絡調整し、被災状況や動物救護活動の状況等に関する情報を
18 収集して提供
- 19 ・ 必要な際の災害現地への職員の派遣と救護支援活動の実施
- 20 ・ ペット災対協と連絡調整するなど、被災地の動物救護活動を支援
- 21 ・ 関係機関等との災害に関する連絡調整、支援の要請や調整など

1 本編

2 1 本編の位置づけ

3
4 この本編は、自治体等が行うペットの救護対策について紹介するものである。

5 災害時には、何よりも人命が優先されるが、近年、ペットは家族の一員であるという意識
6 が一般的になりつつあることから、ペットとの同行避難等ペットと共に避難行動を行うこ
7 とは、動物愛護の観点のみならず、飼い主である被災者の心のケアの観点からも重要である。
8 また、被災動物を放浪状態のまま放置することで、野犬化した犬が住民への危害をもたらす
9 おそれがある。さらに、不妊去勢措置がなされないまま放浪状態となった犬や猫が繁殖し、
10 在来の生態系や野生生物へ影響を与えるおそれもある。こうした事後対応の負担を軽減す
11 るためにも、ペットと共に避難行動を行うことが必要である。

12 一方で、飼い主とペットが安全に避難するためには、まず飼い主自身の安全を確保するこ
13 とが大前提となる。東日本大震災においては、いったん避難した飼い主がペットを避難させ
14 るために自宅に戻り、津波に巻き込まれたケースや、平日の昼間であったことから、飼い主
15 が自宅にいなかったケースもあった。このように、災害が起こった時に飼い主がペットと一
16 緒にいるとは限らないことや、人命を優先させるためにペットを自宅に残して避難せざる
17 を得ない状況もあること、また不測の事態によりペットとはぐれてしまうケースもあるこ
18 とを想定する必要がある。

19 災害時におけるペットの救護対策は、飼い主による「自助」を基本である。飼い主は、日
20 常からの適正飼養や避難生活で必要となる物資の備蓄等を行うなど災害の発生に備えてお
21 くことが重要であり、災害発生時には、同行避難等の実施や指定避難所でのペットの適正飼
22 養など、飼い主が果たすべき役割は大きい。一方で、災害の発生時には、飼い主責任による
23 同行避難や適正飼養等を前提としながらも、個人での対応には限界がある場合に備えて、自
24 治体等による飼い主への支援体制や、放浪動物、負傷動物等の救護体制を整備することは、
25 ペットの飼い主を含めた被災者全体が安全・安心に避難するためにも重要である。

26 また、特に大規模な災害の発生時には、行政のみでは迅速な対応が困難な場合もある。地
27 方獣医師会、動物愛護推進員、ボランティア団体等との連携も併せて検討しておくことが必
28 要である。

29 この本編では、自治体等が飼い主に対して行う平常時及び災害発生の飼い主の行動につ
30 いての普及啓発に関する事項を整理するとともに、自治体等が自ら関係機関等と連携しな
31 がら行う平常時及び災害発生時の時期別の対策について記載した。また、災害時対応を支え
32 るための人材、物資、資金等に関する事項や、負傷動物・放浪動物の保護、動物飼養施設を
33 設置する場合の留意点等についても取りまとめている。本編は、各自治体が地域の実情に応
34 じて、人とペットの災害対策を検討する際の参考資料として作成したものである。

1 II 飼い主への普及啓発

2
3 災害が発生した際、ペットの安全は飼い主自らが守る「自助」が基本となる。また、自治体等による災害時のペット対策支援は、しつけや健康管理など、平常時に飼い主が十分な飼養責任を果たしていることが前提となっている。そのために自治体等は、平常時から飼い主に対し、災害に対する備えとしてのペットの適正な飼養*の必要性、災害発生時の対応について普及啓発しておく必要がある。

8 飼い主へ普及啓発すべき事項として、「1. 平常時の備え」、「2. 災害発生時の行動」を以下に示した。

11 1. 平常時の備えについての普及啓発

12 (1) 防災対策

13 災害時にペットを守るためには、まず飼い主が無事であることが前提となる。地震対策であれば、住まいの耐震強度の確認や補強、家具の固定等、まずは飼い主の身の安全のために備える必要がある。これらの対策に応じて室内飼養のペットの飼養ケージを置く場所を決める際には、固定した家具のそばに配置したり、重量のある物がサークル内に落ちてこないような配慮をすることがペットの安全の確保につながる。

18 室内に放し飼いに行っている場合、新耐震基準の建物であれば、ペットが逃げ込める場所として、地震対策を講じた一室や、押入れ用家具を固定・補強した押入れの下段、柱の多いトイレのドアを開けて固定するなどし、自宅内で比較的安全性が高い場所をあらかじめ用意することが、安全の確保につながる。

22 犬を屋外で飼養している場合は、飼養場所の周囲にブロック塀やガラス窓、倒れやすい建物等、破損や倒壊のおそれのあるものがないか、土砂崩れの危険性はないか等を確認しておく。

25 雨による増水被害が度々生じる地域では、天気予報に注意し、あらかじめ場所を移動させたり、増水した際に難を逃れられるように係留方法を工夫し、飛び上がれる場所を用意するなど対策を講じておく。

28 また、逸走防止のため、犬の場合には首輪や鎖が外れたり切れたりして逃げ出すおそれがないかを確認する。

31 ◎住まいの防災対策

- 32 ・家具や飼養ケージの固定、転倒防止、落下防止
- 33 ・屋外飼養の場合は、飼養場所の安全確認（外塀やガラス窓の近くを避ける）
- 34 ・ケージなどペットの避難場所（隠れ場所）の確保

1 (2) ペットのしつけと健康管理

2 発災時に飼い主がペットを連れて避難しようとしても、ペットがパニックになり、いつ
3 もと違う行動を取る可能性がある。こうした状況下で、人とペットがすみやかに避難する
4 ためには、普段からキャリーバック等に入ることを嫌がらないことや、犬の場合は、「待
5 て」、「おいで」等のしつけをしておく必要がある。

6 指定避難所でのペットの飼養においては、人や他の動物を怖がったり、むやみに吠えたり
7 りしないこと、ケージやキャリーバックに慣れていること、決められた場所で排泄ができ
8 ることなどが必要になる。社会化やしつけは、他人への迷惑となる行動を防止するととも
9 に、ペット自身のストレスも軽減することにつながる。

10 指定避難所や動物救護施設では、ペットが体調を崩し、下痢や嘔吐、食欲不振などのス
11 トレス兆候を示すことが報告されている。*また、他の動物との接触が多くなることか
12 ら、感染リスクも高くなる。普段からペットの健康管理に注意し、予防接種やノミなどの
13 外部寄生虫を駆除するとともに、トリミングなどを行いペットの健康、衛生状態を確保す
14 る。

15 さらに、逸走時の繁殖を防止するために、不妊・去勢手術を実施しておく。不妊・去勢
16 手術には、性的ストレスの軽減、感染症の予防、無駄吠え等の問題行動の抑制などの効果
17 もある。

21 ◎災害に備えたしつけと健康管理の例

22 犬の場合

- 23 ・ 「待て」「おいで」「お座り」「伏せ」などの基本的なしつけを行う。
- 24 ・ ケージ等の中に入ることを嫌がらないように、日頃から慣らしておく。
- 25 ・ 不必要に吠えないように躡ける。
- 26 ・ 人や他の動物を怖がったり攻撃的にならないように慣らしておく。
- 27 ・ 決められた場所で排泄ができるようにする。
- 28 ・ 狂犬病予防接種に加えて自身の感染防止のために各種ワクチンを接種する。
- 29 ・ 犬フィラリアやノミダニなどの寄生虫の予防、駆除を行う。
- 30 ・ シャンプーやトリミングにより身体を清潔に保つ。
- 31 ・ 不妊・去勢手術を行う。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36

猫の場合

- ケージやキャリーバッグに入ることを嫌がらないように、日頃から慣らしておく。
- 人やほかの動物を怖がらないように慣らしておく。
- 決められた場所で排泄ができるようにする。
- 各種ワクチン接種を行う。
- 寄生虫の予防、駆除を行う。
- 不妊・去勢手術を行う。

(3) ペットの所有者明示（マイクロチップ等による所有者明示）

ペットが逃げ出さないように日頃から十分な対策を講じておくことが前提だが、災害発生時には、ペットと離れ離れになってしまう場合もあるため、ペットが保護された際に飼い主の元に戻れるように、所有者明示をしておく必要がある。外から見えて誰でもすぐわかる迷子札等をつけるとともに、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着し、日本獣医師会 に登録するといった対策をしておくことで効果を高めることができる。

なお、犬の場合は狂犬病予防法に基づき、鑑札（自治体が発行する登録の証明）や狂犬病予防注射済票を飼い犬に装着する義務がある。

◎迷子にならないための対策例

犬の場合

- 首輪と迷子札
- 鑑札や狂犬病予防注射済票（飼い犬は狂犬病予防法により鑑札の装着や、年一回の狂犬病予防注射をしたことの証明となる注射済票の装着が義務づけられている）
- マイクロチップ

猫の場合

- 首輪と迷子札（猫の首輪はひっかかりを防止するために、力が加わると外れるタイプがよい）
- マイクロチップ

マイクロチップとは？

- ・ マイクロチップには、15桁の数字（個体識別番号）が記録され、マイクロチップリーダー（読取器）をあてると、その数字が表示される。データベースに登録されている飼い主の情報と照合することで、飼い主が判明する為、逸走して保護された際にも飼い主の元に戻ってくる可能性が高くなる。
- ・ 直径2mm、長さ12mm程度の円筒型で、動物の首の皮膚の下に専用注射器で挿入するもの。
- ・ 一度装着すれば、首輪や迷子札のように外れて落ちたりする心配が少なく、より確実な身元証明になる。
- ・ マイクロチップを装着した後は、必ず日本獣医師会にマイクロチップ番号や連絡先などの登録手続きを行い、転居等で登録情報が変更した場合は、変更手続きを行う必要がある。

（４） ペット用の避難用品や備蓄品の確保

在宅（自宅）避難では勿論のこと、避難先においてもペットの飼養に必要なものは、飼い主が用意しておく必要がある。避難指示等が出た場合に安全に避難場所まで避難できるように、リードやキャリーバック等の移動に必要な用品を準備しておく。それとともに、ライフラインの被害や避難生活に備え、ペットの飼養に必要な物資を備蓄し、避難が必要な場合には、持ち出せるようにしておく。指定避難所等にペット用の救援物資が届くまでには時間がかかることがあるため、少なくとも5日分（できれば7日以上が望ましい。）は用意しておくといよい。特に、療法食等の特別食を必要としているペットの場合は、さらに長期間分の用意が必要である。

また、救援物資は普段使用しているフードと同じ物が手に入るとは限らないため、ペットが好き嫌いなく救援物資を利用できるように日頃から備えておくことも飼い主に求められる。

備蓄品には優先順位を付け、優先度の高いものは避難時にすぐに持ち出せるようにし、人の避難用品とともに保管する。

また、重い物、大きな物などは避難の妨げになるため、いったん避難した後に安全を確認して持ち出せるように、屋外倉庫や駐車場等、保管場所を工夫する。

1 ◎ペットを避難させるために必要な避難用品の例

2 **犬の場合**

- 3 ・ 首輪とリード（逸走対策として小型犬などはリードを付けた上でキャリーバックに入
4 れる）
5 ・ クレートやケージ（扉のついたもの）
6 ・ 犬用靴下やバンテージ（大型犬を徒歩で避難させる場合、瓦礫などによる怪我を防止
7 する）

8 **猫の場合**

- 9 ・ キャリーバックやケージ（経年劣化によりプラスチック製の組み立て式キャリーバッ
10 クが分解したり、扉が開いたりしないように、ガムテープなどで周囲を固定するとよ
11 い）

13 ◎ペット用の備蓄品と、持ち出す際の優先順位の例

14 **優先順位 1** 動物の健康や命に係わるもの

- 15 ・ 療法食、薬
16 ・ フード、水（少なくとも5日分 [できれば7日分以上]）
17 ・ キャリーバックやケージ（猫や小動物には避難時に欠かせないアイテム）
18 ・ 予備の首輪、リード（伸びないもの）
19 ・ ペットシート
20 ・ 排泄物の処理用具
21 ・ トイレ用品（猫の場合は使い慣れた猫砂、または使用済猫砂の一部）
22 ・ 食器

23 **優先順位 2** 情報

- 24 ・ 飼い主の連絡先と、ペットに関する飼い主以外の緊急連絡先・預かり先などの情報
25 ・ ペットの写真（印刷物とともに携帯電話等に画像を保存することも有効）
26 ・ ワクチン接種状況、既往症、投薬中の薬情報、検査結果、健康状態、かかりつけの動
27 物病院などの情報

28 **優先順位 3** ペット用品

- 29 ・ タオル、ブラシ
30 ・ ウェットタオルや清浄綿（目や耳の掃除など多用途に利用可能）
31 ・ ビニール袋（排泄物の処理など他用途に利用可能）
32 ・ お気に入りのおもちゃなど匂いがついた用品
33 ・ 洗濯ネット（猫の場合は屋外診療・保護の際に有用）など
34 ・ ガムテープやマジック（ケージの補修、段ボールを用いたハウス作り、動物情報の掲
35 示、など多用途に使用可能）

1 (5) 情報収集と避難訓練

2 飼い主は、避難指示等が出た場合に備え、あらかじめ自治体の広報誌、ウェブサイト等
3 で住んでいる地域のハザードマップを確認し、被害想定を把握して対策を講じる。また防
4 災計画、災害時の指定緊急避難場所、指定避難所の所在地、避難ルートなどを確認してお
5 く。

6 指定避難所にペットを連れて行く際の注意事項も、あらかじめ管轄の自治体に確認して
7 おく。

8 実際に家族単位でペットを連れて指定緊急避難場所へ行く訓練を行い、所要時間や危険
9 な場所、複数のルート等をチェックしておくことで、より安全に避難することができる。

11 ◎避難訓練でのチェックポイント

- 12 ・ ハザードマップでの危険箇所の把握
- 13 ・ ペットの受入が可能な指定避難所の把握
- 14 ・ 指定緊急避難場所、指定避難所までの所要時間の確認、ガラスの破損や看板落下など
15 の危険な場所の把握
- 16 ・ 通行できないときの迂回路の確認
- 17 ・ 指定避難所でのペットの反応や行動の把握
- 18 ・ 指定避難所での動物が苦手な人への配慮
- 19 ・ 指定避難所での飼養環境の確認
- 20 ・ 指定避難所が被災している場合の二次避難先の想定
- 21 ・ 災害の種類（津波など）により避難所が危険な地域にある場合の二次避難先の想定
- 22 ・ 事情により避難所(建物内外とも)へのペットの同行が不可になった場合の避難先や預
23 け先の想定

24 ペット同行避難訓練の注意点

ペット同行訓練を実施する際には、目的を明確にし、計画的に実施する。

初期の段階ではペットが避難所に避難してくることを周知する目的や、ペットとともに避難する実体験を目的とするが、徐々に、実際の避難時を想定した避難訓練に移行する。実際に発災した際には、避難所に机やケージが用意されていず、受付やボランティア要員も配置されてはいない中で、到着した飼い主同士が協力し、避難所運営本部の指示を仰ぎながら状況に対応する必要がある。

また、事故防止のため、避難所のペット飼養スペースは原則として飼い主や指定の者以外は立ち入り制限されることが多い。特に子どもの咬傷事故対策として、「立入禁止」措置がとられるため、訓練時の「ペットふれあいタイム」などの催しは、この対策に逆行する可能性があることを理解した上で、注意喚起をしながら実施するなど、段階を経て訓練内容や状況を設定する必要がある。

1 (6) 家族や地域住民との連携

2 地域で災害対策の会合や避難訓練を行うときなどに、ペットを連れて避難する方法を、
3 家族や地域住民の間で話し合っておくことが望ましい。

4 また、普段から近隣住民と良好な関係を築けるよう、コミュニケーションや飼養マナー
5 に気を配るとともに、万が一の時にお互いに助け合えるよう、飼い主同士や近隣住民と防
6 災について話し合っておくことも必要である。

7 飼い主同士でペットの家族会などをつくり、地域で飼われているペットの種類や頭数な
8 どを家族会のリーダーや地域の班長などと共有しておくことが望ましい。

9 ◎家族や地域での話し合い

- 10 ・連絡方法や集合場所
- 11 ・ペットの避難方法や役割分担
- 12 ・留守中の対処方法と協力体制
- 13 ・緊急時のペットの預け先の確保
- 14 ・物資の持ちよりや協同飼養などの申し合わせ

15 (7) ペットの一時預け先の確保

16 ペットの一時預け先について、指定避難所での飼養以外にも、親戚や友人など、複数の
17 一時預け先も探しておくことが望ましい。

18 特に大型の動物や危険な動物又は個体等、専用の飼養施設が必要な動物については、指
19 定避難所での受け入れは困難であることから、飼い主は一時預かり先や飼養管理について
20 検討・準備しておく必要がある。

21 ■ 多頭飼養について

22 多くのペットを飼養する場合は、避難用品や備蓄品の数量も頭数に応じて多くなる。ま
23 た、飼い主自身が同行避難できる頭数にも限りがあるため、全てのペットの安全を確保す
24 ることが困難になる可能性が高い。多頭飼養にはこのようなリスクがあることを飼い主は
25 常に認識するとともに、災害時に備えた飼養管理の方法について検討すべきである。

26 2. 災害発生時の行動

27 (1) 飼い主の安全確保・状況確認

28 災害時にペットを守るのはその飼い主であることから、ペットを守るためには、まずは
29 飼い主が無事であることが必要となる。災害発生時は、まず飼い主自身が安全を確保し、
30 自分自身の安全の確保ができてからペットの安全を確保する。突然の災害でペットもパニ
31 ックになり、いつもと違う行動をとることがあるため、ペットを落ち着かせるとともに、
32

1 逸走やケガなどに注意する。その際、リードをつける、ケージに入れる等により、ペット
2 の安全に配慮する。

3 災害の状況については、ラジオ、テレビ及び行政のホームページ等から正確な情報を積
4 極的に得るように努める。

6 (2) 避難の判断

7 飼い主は、得られた情報をもとに、自宅や地域の状況を確認し、避難するか自宅に留ま
8 るかを判断する。

9 自宅が危険な場合や避難指示がでている場合には、飼い主の安全が確保可能な範囲にお
10 いて、ペットを連れて指定緊急避難場所や安全な場所へ避難する。

11 自宅や地域の状況が安全な状態であれば、自宅に留まるという選択肢もある。

12 ただし、「ペットがいるから」という理由で、危険な家に残ることは絶対に避ける。

14 (3) ペットとの同行避難

15 指定緊急避難場所や指定避難所に移動する際には、飼い主はペットと一緒に同行避難す
16 る。ただし、飼い主自身の安全が確保されていることが前提となる。

17 発災時にペットと離れた場所にいる場合は、災害の種類や自分自身の被災状況、周囲の
18 状況、自宅までの距離、避難指示等を考えて、ペットを避難させることが可能かどうかを
19 飼い主自身が判断する。平常時から、留守時のペットの避難について、家族や地域住民と
20 の協力体制を構築しておくことも重要である。

23 同行避難の考え方

24 過去の災害においては、ペットが飼い主と離れ離れになってしまう事例が多数発生した
25 が、このような動物を保護するには多大な労力と時間を要するだけでなく、その間にペッ
26 トが負傷し、衰弱・死亡するおそれもある。また、不妊去勢処置がされていない場合、繁
27 殖による頭数の増加で、住民の安全や公衆衛生上の環境が悪化することも懸念される。こ
28 のような事態を防ぐために行う、指定緊急避難場所や指定避難所へ向かう際の同行避難
29 は、動物愛護の観点のみならず、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全の観点か
30 らも、必要な措置である。

31 なお、同行避難とは、避難行動を示す言葉であり、指定避難所や仮設住宅でのペットの
32 飼養を意味するものではない。

1 ◎同行避難する際の準備の例

2 犬の場合

- 3 ・ リードを付け、首輪が緩んでいないか確認する。
4 ・ 小型犬はリードをつけた上で、キャリーバッグやケージに入れる。
5 ・ 避難用品を持って指定緊急避難場所へ向かう。

7 猫の場合

- 8 ・ キャリーバッグやケージに入れる。
9 ・ キャリーバッグなどの扉が開いて逸走しないようにガムテープなどで固定するとよ
10 い。
11 ・ 避難用品を持って指定緊急避難場所へ向かう。

13
14 **(4) 避難中のペットの飼養環境の確保**

15 避難生活を行っている中でのペットの飼養環境には、以下のような選択肢がある。地域
16 や災害の状況、発災からの時間の経過によって選択可能な飼養環境は異なるため、被災者
17 が自らの状況を踏まえて、適切な飼養環境を選択することが望ましい。

18 ■指定避難所での飼養

19 指定避難所で飼養する場合には、ペットとの同居または住み分け等について各指定避難
20 所で定めたルールに従い、飼い主が責任を持って世話をする。飼養環境の維持管理には、
21 飼い主同士が助け合い、協力することが必要となる。

22 ■自宅で生活する

23 飼い主も自宅に留まる（在宅避難）の場合、支援物資や情報は、必要に応じ指定避難所
24 に取りに行く。

25 飼い主は指定避難所に避難し、ペットを自宅で飼養する場合は、指定避難所から世話に
26 通う方法もある。ただし、二次災害の危険が考えられる場合は、この方法は避けて同行避
27 難する。

28 ■車の中で生活する

29 自宅に留まる（在宅避難）のと同様に、支援物資や情報は、必要に応じて指定避難所に
30 取りに行く。飼い主は、手足を伸ばして眠れる状態を作り、遮光や換気の対策をとるな
31 ど、エコノミークラス症候群や熱中症への対策と注意が必要である。ペットも熱中症にな
32 るため、ペットだけを車中に残すときは、車内の温度に常に注意し、十分な飲み水を用意
33 しておく。長時間、車を離れる場合には、ペットを安全な飼養場所に移動させる。

34 ■施設等に預ける

35 指定避難所での飼養が困難な場合や、飼い主の事情により飼養が出来ない場合には、被
36 災していない地域の親戚や友人等、一時預け先の確保に努める必要がある。その他には自

1 治体等の収容施設、動物病院、民間団体等に一時預ける場合もあるが、条件や期間、費用
2 について確認し、後にトラブルが生じないよう、覚書などを取り交わすようにする。

3 4 **(5) 指定避難所や仮設住宅でのペットの飼養マナーの遵守と健康管理**

5 指定避難所・仮設住宅では、様々な人が集まり共同生活をするため、動物との暮らしが
6 苦手な方やアレルギーの方もいることを認識しなければならない。これまでの災害では、
7 ペットがいることが、つらい避難生活の中での心の安らぎや支えになったという声がある
8 一方で、咬傷事故や鳴き声への苦情、被毛や糞尿処理など、衛生面でトラブルになること
9 もあった。

10 指定避難所や仮設住宅では、ペットの飼養管理は飼い主が責任を持ち行う。衛生的に管
11 理するとともに、飼い主同士等で、周りの人に配慮したルールを作ることも必要になる。

12 また、ペットは、ストレスから体調を崩し、病気が発生しやすくなるため、飼い主はペ
13 ットの体調に気を配り、不安を取り除くように努める。

14 15 16 **III 自治体等がおこなうペットの災害対策**

17
18 自治体等がおこなうペットの災害対策には、平常時のペットの災害対策に関する普及啓
19 発や体制の整備と、災害時における、飼い主自身がおこなう飼養管理に対する支援、飼い主
20 の心のケア、災害に起因する放浪動物や負傷動物等への対応がある。

21 22 **1. 平常時**

23 **(1) ペットの災害対策に関する飼い主等への普及啓発・避難訓練**

24 **<実施項目>**

- 25 ・ ペットの適正な飼養、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発
- 26 ・ ペットとの同行避難も含めた避難訓練

27 **<解説>**

28 近年、犬や猫の飼養頭数は概ね 2,000 万頭弱と言われているが、ペットの飼養に関する
29 正しい知識やペットのしつけが十分でない飼い主もおり、災害時のペットとの同行避難や
30 指定避難所での適切な飼養が難しい場合がある。また、名札やマイクロチップ等の所有者
31 明示が不十分だと、迷子になったペットが保護されても、飼い主の元に戻れる確率がかな
32 り低くなる。飼い主による、災害に備えたペットへの対策は特別なことではなく、日頃の
33 しつけや健康管理、所有者明示、社会規範に沿った飼養管理など、平常時に適正な飼養を
34 することに他ならない。

35 以上のことから、自治体は動物愛護推進員や関係団体・機関と連携して、災害時にもペ
36 ットが社会に受け入れられるように、災害時におけるペット対策の意義を普及するととも

1 に、平常時から行うべき対策や災害時の行動について、飼い主等に対し指導、普及啓発を
2 おこなう必要がある。

3 ※詳細は「本編Ⅰ 飼い主への普及啓発」を参照

5 (2) 災害時におけるペット対策に関する連携体制の整備

6 1) 災害時協定

7 <実施項目>

- 8 ・ 地方獣医師会や民間団体・企業等との災害時協定の締結
- 9 ・ 災害時の相互応援協定におけるペットの災害対策に関する体制整備（広域支援・受
10 援体制の整備）

11 <解説>

12 自治体は、地方獣医師会や民間団体・企業等と災害時におけるペットの災害対策に関し
13 て必要な協定を締結しておくことよい。また、災害の発生時に、速やかに連絡や調整が出来
14 るように緊急連絡体制を整備し、緊急連絡網を関係者間で共有しておくことが望ましい。

15 具体的には、負傷動物等の応急治療や一時預かり、または動物病院を介した譲渡活動等
16 のために、近接する地方獣医師会への協力の要請を検討する。動物病院への一時預かりの
17 協力要請は、地方獣医師会と災害時協定を交わす際に、検討しておく。また、施設の設備
18 状況により必要な治療が出来ない場合や、収容動物が重症の場合等には近隣の動物病院へ
19 搬送できるように、連携体制を検討しておく必要がある。

20 また、自治体間では、災害時の相互応援協定等の締結により、災害時には相互に連携で
21 きるようにする。特に大規模な災害時には、広域の自治体間での支援体制の整備が必要と
22 なる。各自治体は、ペットの災害対策に関する連携を想定し、円滑な受援を行うため、事
23 前に受入体制についても検討しておくことが重要である。また、県庁舎や市役所庁舎など
24 の被災地での対策の中核を担う機関が被災した場合の対処方法についても、事前に協議し
25 ておくことが望ましい。

28 2) 現地動物救護本部の体制

29 <実施項目>

- 30 ・ 現地動物救護本部の設置要項の作成
- 31 ・ 関係団体等との協定の締結
- 32 ・ 自治体間における広域支援に対応する体制の整備
- 33 ・ 動物愛護推進員等との災害時の協力体制の整備
- 34 ・ 動物救護施設の設置候補地の検討

35 <解説>

1 現地動物救護本部等は、災害発生時に、自治体、地方獣医師会、民間団体、企業等が連
2 携したペット対策に関する活動を目的として設置される。現地動物救護本部等の設置にあ
3 たっては、地域防災計画で各構成団体の役割を明記し、あらかじめ災害時協定を結んでい
4 る場合が多い。実際に災害が起これば、自治体は被災者の対応に人員を割かれ、初動対応
5 が遅れる可能性があるが、こうした事前の取り決めにより役割分担を明確にしておくこと
6 で、適切なペット対策をすることが可能になる。また、災害発生時に各主体がとるべき初
7 動の措置について、誰が担当しても機械的に準備が整えられるような簡潔な指示書（ファ
8 ーストミッションボックス等）を整備するとよい。

9 なお、組織体制については、行政主体で取り組むケースや、民間団体が中心となり行政
10 が側面で支えるケースなど、地域の実情に応じて災害時のペット対策の体制を構築するこ
11 とが望ましい（災害時協定に関する様式は、資料1を参照）。

【様々な動物救護本部の設置方法】

動物救護本部について 現地動物救護本部設置方法は、大別して以下の4通りのパター
ンがある。

- 災害の規模や被災状況等を勘案して、自治体・地方獣医師会等が現地動物救護本
部等設置の可否を判断する方法。
メリット：被害規模に応じた対応が可能
デメリット：発災直後に構成メンバーを招集することが困難
情報収集に時間を要した場合、本部立上げまでに時間を要することがある
- 自治体の災害対策本部の立上げと同時に自動的に立ち上げる方法。
メリット：すみやかに現地本部が立ち上がる
ペット災対協での支援開始の要件をただちに満たす
デメリット：現地本部が立ち上がったとしても、構成メンバーに大きな被害が生じ
ていた場合は、参集や活動開始までに時間を要する。
- あらかじめ災害時の相互支援協定を締結した自治体が現地救援本部の業務を代行
する仮本部を立上げ、災害の規模や被災状況等が把握できた時点で、解散する
か、現地に移行するかを検討する方法。
メリット：仮本部で対応することで、被災地が機能復旧に注力できる
外部情報が入手しやすく、連携支援への対応がスムーズ
被害規模が把握できるまでの間、活動が滞らず、外部（一般）からの問
い合わせ等に対応が可能
発災直後、ただちに義援金募集などが行える

デメリット：内部情報が入手しにくいいため、ホットラインなどの準備が必要でこの対応では被災地の担当部局に負担が生じる

例) 1995年阪神淡路大震災（東京本部）、2004年新潟中越大震災（東京仮本部）

- 平時に災害時のペット対策内容を申し合わせておき、発災直後は民間（獣医師会等）でまず現地本部を立上げて活動を開始し、被災状況等が確認できた時点で、自治体を構成組織に加えていく方法。

メリット：自治体は発災直後の人命保護に関わる緊急活動に専念できる。獣医師会など民間単独での活動開始となるため、意思決定が早い。

自治体の対応が一段落した時点での被害規模により、合同本部を設置するかどうかを検討できる

デメリット：民間団体も被災しているため、被害状況によっては、単独で本部を立ち上げることが不可能な状況もある。民間団体としてできることには限界がある。避難所での活動では自治体関係部門との調整が必要な事項もあり、自治体に頼らざるを得ない部分が残る

例) 2007年能登半島地震（能登半島地震動物対策本部：石川県獣医師会）

大規模災害の発生時には、被害規模によっては現地動物救護本部等を構成する組織や人員も被災していることと、本来業務の復旧と並行して行うことから、発災後ただちに活動を開始することが困難である。

県庁所在地が被災した場合と、県庁所在地の被害が少ない場合で、活動開始の流れが変わる。様々な状況を想定し、現地動物救護本部を構成する組織間で、どのような手順を踏んで立ち上げるのかを申し合わせをしておくことが、すみやかな救援活動の開始に繋がる。

また、あらかじめ本部の設置要綱や、運営要項を策定しておき、更には組織ごとの役割設定、本部長の人選、事務局の設置場所、連絡が取れない場合に個々で開始する活動の範囲、活動資金や募金の受け口としての金融機関の口座などを開設しておくことが現場の混乱を防ぐことに繋がる。

- 1
- 2 動物の保護や救護活動が必要になる場合に備え、各行政機関や関係団体が連携し協働した救護活動が行えるように、地方獣医師会や民間団体・企業等との災害時協定の締結や、
- 3 現地動物救護本部等の設置に向けた連携、災害発生直後における行政による動物保護活動
- 4 の開始が困難な場合の初動体制についても検討しておくことが望ましい。さらに自治体間で協力して広域的に対応する体制の整備を図る。また、平成25年9月1日に施行した改
- 5
- 6
- 7 正動物愛護管理法では、動物愛護推進員の活動として、災害時におけるペットの避難、保

- 1 護等に関する協力が追加されたことを踏まえ、動物愛護推進員との災害時の協力体制を推
- 2 進する。
- 3

1
2 **救護本部において平時に検討しておく事項の一例**

3 災害時のペット対策活動の考え方や方針の他、以下に例を挙げる項目について、平時に協議し
4 ておくことで、発災時の混乱に対策する。

5 ○飼い主支援の対象範囲

- 6 ・ 地域について（全県・市にするか、被害規模により一定の地域を指定するか）
7 ・ 期間について（発災後の一定期間）とするか

8 ○動物の治療に係る費用について、どの範囲までの治療を誰が負担するのか

- 9 ・ 災害により直接受けた傷病（被災ペット対策として無償か有償か、誰が負担するか）
10 ・ 避難生活の中で生じた傷病（被災ペット対策として無償か有償か、期間は？、費用は
11 誰が負担するか）
12 ・ 治療中であつた持病（被災飼い主への経済支援、不足している獣医療支援として無償
13 か有償か、期間は？）

14 一時預かりについて（無償か有償か、期間、その他条件は？）

15 ○災害時のペット対策の対象範囲と被災ペットの定義

- 16 ・ 動物種（犬や猫以外の動物をどのように扱うか）
17 ・ 飼い主がない犬猫への対応について
18 ・ 地域について（全県・市にするか、被害規模により一定の地域を指定するか）
19 ・ 期間について（発災後の一定期間）とするか
20 ・ 野良猫の扱いをどのようにするか

21 ○被災ペット保護シェルター設置について

- 22 ・ 設置の基準
23 ・ 既存施設の利用と緊急対応施設の設置に関する段階的検討
24 ・ 収容頭数等の規模と期間の設定
25 ・ 必要経費の試算
26 ・ 関連する様式の検討

27 ○ボランティア活動について

28 災害支援活動の内容について

- 29 ・ 避難所・仮設住宅での動物飼養支援の方法とルール
30 ・ 自宅等での一時預かりのルールと動物の飼養管理に係る費用弁償の有無
31 ・ 輸送やトリミング等におけるルールと費用弁償の有無
32 ・ 譲渡活動におけるルールと動物の飼養管理に係る費用弁償の有無
33 ・ 物資の取扱いについてのルール
34 ・ 被災ペット保護シェルターでの活動内容とルール

35 犬の取扱いと飼養管理

36 猫の取扱いと飼養管理

1 群管理における注意点

2 会計・広報・人事・メンテナンス・物資調達・渉外などの役割と

3 業務内容

4 活動期間について

5 活動に係る費用弁償の有無について

6 補償（保険など）について

8 3) 人材育成

9 <実施項目>

- 10 ・ 災害時に協力が得られるボランティアリストの作成、ボランティアの育成
- 11 ・ 動物愛護推進員、地元獣医師会、民間団体等との連携

12 <解説>

13 災害時にボランティアを安定的に確保することは困難な場合が多いことから、自治体等
14 は平常時にペット対策ボランティアの講習会を開催し、必要な人材を育成する。併せてボ
15 ランティアをコーディネートするために、ボランティアリーダーの育成も行う。講習会の
16 受講生をボランティアとして登録しておくことで、緊急災害時に、登録者に協力を要請で
17 きる。動物愛護推進員、地元獣医師会、民間団体や自治体等は、平常時の動物愛護管理に
18 関する業務で連携して、連絡体制を築くことで、災害時には人材派遣の協力を要請して円
19 滑に進めることができる。

20 指定避難所や仮設住宅での適正な飼養管理やペット対策を円滑に行うためには、現地動
21 物救護本部等を始めとした関係機関や団体の協力以外にボランティアの応援が必要とな
22 る。ボランティアは通常の一般ボランティアと、獣医師やドクトレーナー等の専門的な
23 技術や知識を有する専門ボランティアとに区分され、それぞれ役割が異なる。そのため、
24 前項のとおり、自治体等はボランティアへの協力依頼の方法や受付窓口、活用方法、それ
25 ぞれの行動規範、社会福祉協議会のボランティア保険を活用した補償などをあらかじめ検
26 討しておく。

1 (3) 指定避難所や仮設住宅でのペットの受け入れ対策に関する、関係市町村等との調
2 整

3 <実施項目>

- 4 ・ 災害時のペット対策や指定避難所等でのペットの受け入れに関する地域防災計画へ
5 の記載
6 ・ 関係機関や団体、動物愛護推進員、他の自治体との災害時のペット対策に関する連
7 携体制の整備に係る調整
8 ・ 災害対策部局や自主防災組織、避難所運営管理者などへのペット受け入れに関する
9 方針の周知と理解の促進

10 <解説>

11 自治体等では、飼い主がペットと同行避難して来る事を前提とし、飼い主が指定避難所
12 や仮設住宅で、適正な飼養管理が出来るように、指定避難所での受け入れや仮設住宅での
13 ペットとの同居等について、体制を整備する必要がある。

14 検討すべき事項として、地域防災計画へのペットの受け入れに関する記載や、指定避難
15 所の管理者や仮設住宅の設置者との調整、必要な支援物資の備蓄等が挙げられる。

16
17 ■ 指定避難所でのペットの同行避難者の受け入れ

18 指定避難所の設置者や管理者は、飼い主がペットを連れて避難してくることを想定
19 した対策を取っておく必要がある。そのため、指定避難所を選定する際に、ペットの
20 飼養場所や飼養管理のルールも検討しておくこと、指定避難所におけるペットに起因し
21 た避難者からの苦情やトラブルを削減できる。また、発災直後の指定避難所運営とペ
22 ットの受け入れ対策について、誰もがすぐに利用できる簡潔な指示書（ファーストミ
23 ッションボックス等）を整備しておくことよい。このような指示書（ファーストミ
24 ッションボックス等）があることで、災害発生時にとるべき初動措置が効率的に整え
25 られ、初動での混乱を最小限に抑えられる。

26 指定避難所は、動物が苦手な人やアレルギーを持っている人など様々な人が共同生
27 活を送る場所であるため、ペットの鳴き声や毛の飛散、臭い等への配慮が必要であ
28 る。

29 これまでの災害時対応では、ペットの飼養場所を別に確保して、人が生活する場所
30 と分ける方法や、ペット飼養者とペット非飼養者の生活場所を分ける方法等が採られ
31 ているが、指定避難所の形態や地域における人とペットとの関わり方等を考慮して、
32 地域に合った方法を検討する必要がある。

1 ◎ 指定避難所へのペット受け入れにあたって検討が必要な事項の例

- 2 ・ 地域防災計画への、「指定避難所でのペット受け入れ」に関する記載
- 3 ・ 指定避難所の設置者や管理者との間で、指定避難所でのペットの受け入れに関
- 4 する取り決めに検討するとともに、状況によっては、ペットの受け入れを要請
- 5 ・ 指定避難所でのペット飼養管理マニュアルの作成
- 6 ・ 必要な物資の備蓄
- 7 ・ 感染症対策

8
9 避難所でのペットと人との「住み分け」は、避難者数や避難所の状況に応じて検討
10 する。

11
12 住み分け避難の一例

13 仮に校舎内教室が使用可能な場合には、居住区を分け、人と動物との動線を分離すること
14 で接点をできる限り最小限にする。

15
16 避難所内でのペット飼養事例と提案

17 以下は過去に動物飼養スペースとして使用されていた場所や、災害発生時に動物飼養ス
18 ペースとして想定されている場所、また利用可能な物の提案です。

19 ① 倉庫などを利用

20 倉庫内の資材は移動して別の場所に保管し、係留できない動物などの飼養スペースと
21 して利用

22 ②遊具を利用して犬を係留

23 ③移動可能なサッカーゴールを倒し、ブルーシート等で覆い雨除け風除けとして利用

24 ④人の居住区から離れた場所に飼養テントやプレハブを設置

25 ⑤プールサイドや更衣室

26 ⑥屋根や壁がある渡り廊下

27 ⑦特別教室（普通教室は授業再開を優先）

28 ⑧昇降口やホールの一部（ペット飼養スペースが決まるまでの一時避難）

29 その他、建物内廊下、建物内倉庫、自転車置き場、部室、屋外階段下、軒の深いテラ
30 ス等

1 ■ 応急仮設住宅でのペットとの同居

2 東日本大震災では、多くの自治体が仮設住宅でのペットの飼養を可とする方針を示
3 したものの、実際にペットとの同居に結びつかなかった事例が多数みられた。その理
4 由として、「他の入居者や仮設住宅の自治会での承認が得られなかった」、「応急仮設
5 住宅での飼養ルールとして挙げられた室内飼いの規則にそぐわない犬（大型犬、室内
6 に慣れていない犬等）を飼養していた」等があげられた。したがって地域の飼養状況
7 に応じた応急仮設住宅でのペット受け入れ方針を検討する必要がある。

8 これまでの災害時対応では、室内飼いをペットと同居する際の条件とした例や、ペ
9 ットの飼養者専用の仮設住宅を設置した例、仮設住宅の近隣にペットの飼養施設を設
10 置した例がある。

11 鳴き声や糞尿等、仮設住宅で想定されるトラブルと地域の状況を考慮して、応急仮
12 設住宅でのペットの飼養ルールを検討する必要がある。

13
14 ◎応急仮設住宅へのペット受け入れにあたって検討が必要な事項の例

- 15 ・ 地域防災計画への「応急仮設住宅でのペット受け入れ」に関する記載
16 ・ 応急仮設住宅の設置者や管理者との間で、仮設住宅でのペットの同居に関する
17 取り決めに検討するとともに、状況によっては、ペットの受け入れを要請
18 ・ 応急仮設住宅でのペットの飼養ルールに関する検討
19 ・ ケージ等必要な物資の備蓄

20
21
22 (4) 必要な物資の備蓄・更新

23 <実施項目>

- 24 ・ 災害時のペット対策に必要な実施リストの作成
25 ・ 物資の備蓄
26 ・ 動物関連企業・団体等との災害時の物資供給体制に係る協力関係の構築

27 <解説>

28 平時から、自治体が設置している動物愛護センターや保健所等にペットフード等の
29 備蓄品を用意しておくことが望ましい。災害時に、備蓄品だけでは不足する場合は、
30 ペット災対協への救援物資の要請し、または独自に救援物資を募集して、不足した物
31 資を調達する必要がある。

32 備蓄品や救援物資は、避難所等で支援が必要なところに配布するとともに、在庫を
33 管理する。なお、届いた救援物資は仕分けされていない場合が多いことから、あらか
34 じめ仕分け作業を効率的に行う方法等も検討しておく。また、災害対応が長期化する
35 おそれがある場合は、あらかじめ検討しておいた、届いた物資の保管場所や中継地点
36 の確保方法、輸送方法等を参考に、救援物資の募集受け入れを準備する。

1 (5) 義援金の募集方法の検討

2 <実施項目>

- 3 ・ 自治体や現地動物救護本部等による義援金募集の受付窓口、振込口座開設の検討

4 <解説>

5 迅速で円滑なペット対策の活動をするには、ペットの飼養管理や物品の購入、動物
6 救護施設の運営等のための資金が必要となる。

7 このため、被害の規模や救護活動の状況等を踏まえ、自治体や現地動物救護本部等
8 は義援金の募集窓口と振り込み口座を開設し、義援金の募集を開始する。自治体や現
9 地動物救護本部等のウェブサイトや SNS 等を利用して募集の告知をするとともに、
10 関係団体や企業等のネットワークやマスコミ等の協力を得て、積極的に広報する。ま
11 た、集まった義援金の収支管理を適切に行うとともに、ウェブサイト等で義援金の使
12 途を公表する。

13 大規模災害の発生時には、ペット災対協でも、義援金の募集を開始する場合があ
14 る。集まった義援金は、被災地のペット対策の支援を目的に、主に被災地の自治体や
15 現地動物救護本部、地方獣医師会等で利用される。

17 2. 災害発生時の初期対応（発災当日～翌日）

18 (1) 避難者対応（避難の誘導・呼びかけ）

19 <実施項目>

- 20 ・ 市町村が実施するペット同行避難者の避難所への避難誘導の支援
- 21 ・ 被災地市区町村へのペットの避難や救護に係る指導助言

22 <解説>

23 避難指示が出された際に都道府県等は、避難を誘導する市区町村の担当部署と連携し
24 て、ペットの飼い主に対して、人間の安全を確保した上で、ペットを連れて避難行動をと
25 るように呼びかける。

26 避難行動の原則は、飼い主の安全を確保した上での同行避難とする。ただし、堅牢な建
27 物等である場合、在宅避難を推奨している自治体もあるので、避難の呼びかけは、各市区
28 町村の方針と矛盾のないように留意する。

29 また、飼い主が外出中である等ペットと離れている場合やペットが逃げだして見つから
30 ない等で同行避難が困難な場合には、飼い主の安全を確保するため、ペットを同行するこ
31 とよりも、飼い主が避難することを優先するように呼びかける。

33 (2) 被害状況の把握

34 <実施項目>

- 35 ・ 被害状況の把握
- 36 ・ 災害時協定の締結先や関係団体等との連絡体制の確保

- 1 ・ 初動要員の確保
- 2 ・ ペットと特定動物に関する情報の収集

3 <解説>

4 初動では、被災者の救出や救助活動が最優先となるが、以後のペットの災害対策を見
5 据えて、状況を把握するとともに、協定の締結先や国・市町村等の関係団体等との連絡
6 体制を確保し、確認しておく。

8 (3) 現地動物救護本部の設置の検討

9 <実施項目>

- 10 ・ 現地動物救護本部等の設置の要否の判断
- 11 ・ 構成要員の確保

12 <解説>

13 災害が発生した際には、災害の規模や被災状況等を勘案して、自治体や地方獣医師会
14 等が現地動物救護本部等の設置の要否を判断する。平常時の申し合わせにより現地動
15 物救護本部等を設置した場合、自治体または現地動物救護本部長は、速やかに構成団
16 体に通知し、初動要員の確保などを要請する。各構成団体は、各団体と連携し、あらかじ
17 め定めておいた各団体の役割に沿って動物救護活動に当たる。被災状況により構成団
18 体による要員の確保が困難な場合には、災害時相互応援協定の締結先等に要請し、要員
19 を確保する。

21 (4) 飼い主（ペットの飼養者）への支援

22 <実施項目>

- 23 ・ 安全な避難場所への誘導
- 24 ・ 負傷動物への獣医療の提供
- 25 ・ 動物の一時預かり
- 26 ・ 物資支援

27 <解説>

28 飼い主とペットの安全を確保するため、自宅が危険だと判断し避難所に避難してきた飼
29 い主に、市町の担当者を介し避難所にすみやかな受入ができるように誘導する。負傷動物
30 に対しては、現地動物救護本部の支援活動として、獣医療を提供する。また、一般的な飼
31 養用品は、支援物資として提供する。なお医薬品や特別食などの、入手が難しいものにつ
32 いては飼い主が平常時に準備しておく必要がある。

33 避難所での飼養が困難な場合、また飼い主の体調が崩れ入院の必要などが生じた場合に
34 は、一時預かりなどの支援を行う。

1 (5) 放浪ペットへの対応

2 <実施項目>

- 3 ・放浪動物の保護と保管
- 4 ・負傷動物の治療
- 5 ・飼い主探しと返還

6 <解説>

7 飼い主とはぐれたり、自宅から逃げ出してしまった動物の保護と保管、返還について
8 は、平常時に対応を検討しておき、その検討結果に従って実施する。

9 発災直後に自治体が引き取った放浪動物等を保管できない場合に備え、保健所等での保
10 管や、動物救援本部の構成団体（獣医師会や動物愛護団体）等による一時保管も視野に入
11 れる。

12 但し、飼い主がいる逸走動物と、もともとその地域にいる野良犬や野良猫との区別が
13 つかない場合や、負傷などにより攻撃性が高まっている状態での保護に関しては、専門家
14 による対応が必要である。また、事故防止のためにボランティアだけによる積極的な捕獲は
15 行わないように注意する。

17 3. 災害時のペット対策（2日目以降の緊急対応）

18 (1) ペットに関する情報窓口の一元化

19 <実施項目>

- 20 ・ペットに関する相談窓口の設置と運営
- 21 ・対応要員、連絡体制の確保
- 22 ・相談窓口の連絡先の周知（各避難所管理者、市町村担当、在宅避難者）
- 23 ・被災者と避難動物に関する情報収集
- 24 ・情報の整理と提供（各避難所管理者、市町村担当、関係団体、報道機関等）

25 <解説>

26 自治体または現地動物救護本部は、災害時のペット対応に関連する問い合わせを受
27 ける相談窓口を設置し、情報収集と発信を一元化することが望ましい。この窓口は、
28 自治体の動物愛護センター等の他、地方獣医師会が現地動物救護本部の事務局である
29 場合は、獣医師会に置くことも考えられる。また、発災後、しばらくの間は、休日等
30 であっても問い合わせや情報収集に対応できる要員の確保が必要である。相談窓口の
31 設置後、その連絡先は、飼い主や避難所の管理者、市町村等に周知する。

32 相談窓口は、各避難所でのペット同行避難者の避難状況や在宅避難者の状況、それ
33 ぞれの避難先でどのような支援が求められているのか等について正確な情報を収集する
34 とともに、自治体等による支援内容や指定避難所における飼養方法の指導、ペットの
35 一時預け先等に関する情報を提供する。また、確定した情報をウェブサイト等を通じ
36 て発信する。

1 なお、被災地の自治体等による相談窓口の設置や運営が困難な場合は、相談窓口の
2 設置及び運営等を広域支援での枠組みの中での対応を要請する。

3
4 <収集する情報の例>

- 5 ・ 同行避難者の避難状況（避難者と同行者の氏名、ペットの種類、頭数）
6 ・ 必要な支援内容や支援物資、数量と支援が必要とされている期限
7 ・ その他情報提供を行うのに必要な情報

8 <提供する情報の例>

9 （避難所向け）

- 10 ・ 避難所管理者等と連携し、避難所でのペットの飼養場所や飼養ルールを提示
11 ・ 同行避難者へのペットの預け先についての情報提供

12 （関係団体向け）

13 支援が必要な物、人、場所、期限、数量についての情報

14 （社会全般向け）

- 15 ・ 現段階で把握している状況
16 ・ 今後の予定
17 ・ 必要な支援や注意の喚起（現地活動を妨げないように、現地への支援や問合せを控
18 える、回線を塞がないようにアナウンスするなど）

19
20
21 （２） 関係団体等との連絡調整と支援の要請

22 <実施項目>

- 23 ・ 相談窓口での情報収集と整理
24 ・ 災害時協定の締結機関や支援団体への支援要請
25 ・ 備蓄品や支援物資の配布
26 ・ ボランティアの要請と受入
27 ・ 義援金の募集

28 <解説>

29 自治体や現地動物救護本部は、ペット相談窓口で収集した必要な支援内容の情報を整理
30 し、関係団体等と調整して支援を要請する。必要とされる支援は、災害が発生してからの
31 時間の経過に伴い変化することから、必要な時期に必要な支援が出来るよう、情報の伝達
32 体制を整え適宜要請する。

33

1 (3) 負傷動物や放浪動物等の保護が必要な動物への対応

2 <実施項目>

- 3 ・ 負傷動物の救護
- 4 ・ 放浪動物の保護・収容
- 5 ・ 飼い主からの依頼に基づく一時預かり
- 6 ・ 飼い主への返還
- 7 ・ 新しい飼い主への譲渡
- 8 ・ 必要に応じ、動物救護施設を設置・運営

9 <解説>

10 災害の発生時には、ペットが負傷することや、飼い主とペットがはぐれてしまうことが
11 想定される。負傷動物を発見した場合は、速やかに保護・収容し、必要な治療を行う必要
12 がある。また、放浪動物の保護は、人とその財産への危害防止の観点からも重要である。
13 こうした措置や飼い主への返還、飼い主からの一時的な預かりなどは、自治体等が中心と
14 なって実施する。

15
16
17 →「負傷動物、放浪動物等の保護が必要な動物への対応について」を参照とする

18 4. 避難生活での飼い主支援

19 (1) 物資の支援

20 <実施項目>

- 21 ・ 相談窓口での必要物資の情報収集と整理
- 22 ・ 救援物資等の調達と保管場所の確保、輸送手段の調整

23 <解説>

24 平常時に自治体の動物愛護センターや保健所等に備蓄したペットフード等の保管状況を確認し、
25 相談窓口での情報収集等を通じて得られた情報をもとに、指定避難所等への配布計画を立てる。
26

27 28 また、避難生活が長くなると、飼い主が持参してきたペットフード等だけでは物資が不足する。
29 自治体等は、指定避難所への定期的な巡回や指定避難所の管理者等からの定期的な情報収集を通じて、
30 各指定避難所で必要な救援物資を把握して、その確保に努める。

31 また、必要な救援物資の調達についてペット災対協、広域支援に係る協定締結の自治体、
32 環境省等と調整する。

33 平常時に、救援物資を受け入れることを想定して、届いた物資の保管場所、中継地点、
34 運搬方法等を検討しておき、その結果に基づき、救援物資の受け入れを行う。個人等からの
35 支援物資については様々な物資が混在していることから、物資の区分け、整理等に人員
36 を要することに留意する。

1 また、被災地での運搬手段や保管場所は平常時に比べて大幅に不足することが想定され
2 るため、広域支援の一環として、近隣の自治体等において、救援物資をいったん集積し、
3 被災地で必要な物資を把握・整理の上で、近隣の自治体等が被災地の動物愛護センターや
4 保健所に運搬することも検討する。

6 (2) 飼い主の飼養環境整備のための支援

7 <実施項目>

- 8 ・ 被災市区町村の指定避難所等でのペットの飼養に係る指導助言

9 <解説>

10 (指定避難所での飼養)

11 自治体や現地動物救護本部等は指定避難所の管理者等に対し以下の支援や助言をする。

- 12 ・ 指定避難所の管理者等は、避難所運営規定に則り、ペットの飼養方法を決定し、ペ
13 ットの同行避難者に対し指導する。ペットとの同居または住み分け等については、
14 各指定避難所のルールに従い、ペットの世話は飼い主自ら行う。なお、障害のある
15 方が同伴する身体障害者補助犬*はペットとして扱わず、要支援者の支援として考
16 える。なお、飼養方法を定めていない場合や不測の事態が生じた場合には、指定避
17 難所の形態、ペットの同行避難者とペットの数、季節・気候等を考慮して、飼養ス
18 ペースや飼養方法を決定する。
- 19 ・ 飼養スペースの決定に当たっては、ペットを飼養していない避難者との動線が交わ
20 らないように配慮することで、ペットに関する苦情やトラブルの軽減に努める。
- 21 ・ 犬や猫等の動物がひと所で生活することは、ストレスを増大させる原因となるた
22 め、可能な限り動物を区分して飼養することが望ましい。
- 23 ・ 指定避難所でのペットの飼養に起因した苦情やトラブルの原因には、鳴き声、臭
24 い、毛の飛散、糞尿の処理等が挙げられる。指定避難所で、人とペットが秩序ある
25 共同生活を営むためには、飼い主自身がペットの適正な飼養に努めるとともに、飼
26 養ルールや衛生管理の方法等について飼い主を指導すると共に、「飼い主の会」等
27 を立ち上げるように支援して、飼い主が相互に協力して、飼養スペースの衛生管理
28 や、ペットを適正に飼養するように促す。

29 ※身体障害者補助犬：「身体障害者補助犬法」で定義される盲導犬、介助犬及び聴導犬を
30 いう。

32 (在宅避難（自宅での飼養）)

33 飼い主とペットが自宅に留まる（在宅避難）場合は、支援物資や情報を入手するため
34 に、必要に応じ指定避難所に行くように呼びかける。

35 この場合、避難所では在宅避難者の状況を把握した上で、物資の配分や告知の方法など
36 を工夫し、避難所での対応との間に違いが生じないように配慮する。

1 飼い主が指定避難所に避難し、ペットを自宅で飼養する場合は、指定避難所から世話に通
2 う方法もある。ただし、二次災害の危険がある場合は、この方法を避けるように指導す
3 る。

4 5 **(車の中での飼養)**

6 在宅避難と同様に、支援物資や情報は、必要に応じて指定避難所に取りに行くよう呼び
7 かける。飼い主はエコノミークラス症候群や熱中症に注意が必要である。ペットも熱中症
8 になるため、ペットだけを車中に残さない。やむを得ず残すときは、車内の温度に常に注
9 意し、十分な飲み水を用意しておくことなどを指導する。車から離れる場合には、ペット
10 を放置せずに別の安全な場所に移動する。

11 12 **(その他)**

13 指定避難所での飼養が困難な場合や、飼い主の事情により飼養出来ない場合には、被災
14 していない地域の親戚や友人等から、一時預け先の確保に努めるよう呼びかける。その他
15 自治体等の収容施設や動物病院、民間団体等に一時的に預ける場合もあるが、この際は付
16 帯条件や期間、費用などを確認し、誓約書を取り交わすようにする指導する。

17 18 **(3) 人畜共通感染症の予防の措置**

19 **<実施項目>**

- 20 ・ 日頃からのペットの健康管理に係る指導
- 21 ・ 避難生活でのペットの健康管理に係る指導
- 22 ・ 地元獣医師会との連携（災害時のペットの診察について）

23 **<解説>**

24 ペットを飼養している飼い主は平常時からペットの健康管理に注意し、予防接種を実
25 施するとともにノミなどの外部寄生虫を駆除し、トリミングなどを行うことで健康や衛
26 生状態を確保する必要がある。健康や衛生状態が確保されていないペットは、感染症対
27 策等の観点から、指定避難所や応急仮設住宅、動物救護施設や一時預け先等での受け入
28 れが出来ない可能性があることも留意しておく必要がある。

29 また、避難時には通常時と違う環境（指定避難所、応急仮設住宅、動物救護施設、一
30 時預け先等）でペットが生活することを考えると、免疫力が低下するとともに、他のペ
31 ットとの接触が多くなることから、自治体は、ペットの感染症のリスクが高まることに
32 留意する必要があることを周知しておく必要がある。

33 そのため、飼い主がペットの健康状態に異常を感じた際には獣医師の巡回診療や提携
34 動物病院での診察がスムーズに受けられるように、自治体と地元獣医師会との間で災害
35 時における協定等を結んでおくことが望ましい。また、協定等を結んでいない場合には
36 地元獣医師会への支援要請内容について事前に共通認識をもっておく必要がある。

1
2 **(4) 一時預かり体制の整備・対応**

3 **<実施項目>**

- 4 ・ 飼い主からの依頼に基づく一時預かり体制の整備

5 **<解説>**

6 やむを得ない事情で動物を飼養することができない飼い主から依頼があった場合、期間
7 を定めて一時預かりを行う。一時預かり先は、動物救護施設、動物病院、動物愛護団体及び
8 個人ボランティア宅での預かり等、状況に応じた体制を確保する。ペットを受け入れる際に
9 は個体識別処理を施し、識別マニュアルなどにより確実な個体管理を行う。またペットを預
10 かる場合には、預かり期間、連絡先等を文書により明確にしておくが、その際に、飼い主と
11 離れ、慣れない場所での長期の生活がペットにとっては多大なストレスとなることを理解
12 してもらい、できる限り早期に引き取るよう飼い主に説明する。飼い主とはこまめに連絡を
13 取り、返還に向けた受け入れ準備の状況や意思を確認する。さらに飼い主と連絡が取れない
14 場合や、飼い主が飼養できなくなる状況等も想定し、関係団体と連携して新たな飼い主への
15 譲り体制も整えておく必要がある。

16 →「動物収容施設を設置する場合の留意点等について」を参照とする

17
18 **(5) ボランティアの要請と受け入れ**

19 **<実施項目>**

- 20 ・ 相談窓口による必要なボランティアの情報収集と整理
21 ・ 協力が必要な活動内容、人材とその人数、活動場所や期間等を整理して募集
22 ・ 独自にボランティアの登録制度を設けている場合には、登録リストを基に登録者に協
23 力を要請。

24 **<解説>**

25 自治体や現地動物救護本部等が、指定避難所での支援にボランティアの協力を求める場
26 合は、受付窓口を設置し、それぞれの役割とその活動内容、行動規範を明確にした上で募
27 集し、ボランティアの配置と役割を指示する。なお協力の要請に当たっては、あらかじめ
28 被災地周辺の安全確認、人員体制、活動内容、持参物資リスト等を把握する。

29 動物愛護団体等の民間団体が独自にペット支援活動を行う場合も、必ず、自治体や現地
30 動物救護本部等に登録し、保護動物数や保護した場所を報告し、被災地外に動物を持ち出
31 す場合は動物数や行先などを報告する。

32 なお社会福祉協議会が設置するボランティア受付窓口と連携し、外部からのボランティ
33 ア受け入れに対応することが望ましい。

34
35 **(6) 応急仮設住宅での飼い主支援**

36 **1) 応急仮設住宅におけるペットとの同居**

1 避難生活の中で飼い主とペットと一緒にいられることは、被災者が普段の暮らし
2 しを取り戻すために必要な支援の一つと考える。

3 しかし、応急仮設住宅での暮らしは限られた空間での共同生活であり、ペット
4 を飼養している人と飼養していない人との相互理解が不可欠である。

5 応急仮設住宅でのペットとの同居においても、指定避難所と同様に避難した
6 人々とペットとの距離が近くなるおそれがあり、鳴き声や臭い、衛生害虫等の苦
7 情が出るのが予想されるため、応急仮設住宅でペットを飼う際のルールを徹底
8 し、お互いの共通理解を築く必要がある。そのために、応急仮設住宅の設置・管
9 理者と現地動物救護本部等は、応急仮設住宅でのペット飼養のルール作りや、飼
10 い主に対する適正な飼養指導や支援を実施する。

11 また応急仮設住宅の入居期間を経て自立した生活再建に繋がるよう、自立支援
12 を基本とし、無料で物資やサービス、獣医療等の提供は段階的に減らし、応急
13 仮設住宅を出た後にも自らの力で継続して飼養できる環境作りに協力する。

14 また復興住宅に移行する際のペット飼養の可否については、応急仮設住宅での
15 飼養支援と並行して、関係自治体に働きかける必要がある。

16 17 **2) 応急仮設住宅の設置・管理者との連携によるペット飼養方法の決定**

18 応急仮設住宅の設置・管理者と現地動物救護本部等は、応急仮設住宅の状況（形
19 態・立地場所・地域数）、ペットの同行避難者とペットの種類・数・飼養形態等
20 地域の状況を考慮して、応急仮設住宅におけるペットの飼養方法を決定する。

21 22 **3) ペットの適正飼養の指導**

23 応急仮設住宅でのペット飼養ルールは、基本的には応急仮設住宅の設置・管理
24 者が、自治体や現地動物救護本部等の助言を入れて決定するが、住民同士の話し
25 合いで飼養方法を決める場合もある。

26 具体的なルール作りにあたり室内飼いのみとするか、犬の室外への係留を認め
27 るかについては、応急仮設住宅の立地状況、地域での飼養状況、住民の理解等を
28 考慮する必要がある。飼養ルールで多い事例は、「原則として室内飼い」とする
29 方法である。限られた空間の室内で、人とペットが生活するために、室内ではケ
30 ージ飼いを勧めるとよい。ただし、ケージ飼いがしにくい大型犬や元々室外飼養
31 をしていた犬については、別途、ルールの検討や支援が必要となる場合がある。

32 応急仮設住宅でのペット飼養に起因した苦情やトラブルの原因には、指定避難
33 所と同様に、鳴き声、におい、毛の飛散、糞の放置等が挙げられる。飼い主は平
34 常時と同様に飼い主マナーを遵守し、適正に養う必要がある。

35 自治体は飼い主が「飼い主の会」等を立ち上げるように支援し、飼い主が相互
36 に協力し、飼養スペースの衛生管理をして、ペットを適正に飼養するよう促す。

1 応急仮設住宅の管理者や現地動物救護本部等はボランティアと連携して、飼養
2 ルールや衛生管理の方法等を飼い主に指導する。

3 なお、応急仮設住宅の管理者や現地動物救護本部等は、応急仮設住宅でのペッ
4 トの飼養状況の把握に努め、動物の適正な飼養管理や衛生管理に問題がないかを
5 確認する。

7 4) 必要な物資の支援

8 応急仮設住宅でペットの室内飼いをするためには、ペットが落ち着けるスペー
9 スを室内に作る必要がある。

10 応急仮設住宅でのペットの飼養では、基本的に飼い主自身が自己の責任で必要
11 な物資をそろえる必要があるが、ケージ等を調達できない飼い主のために、自治
12 体や現地動物救護本部等は、ケージ等の貸し出し等の支援を行う。

14 5) ボランティアの要請と受け入れ

15 応急仮設住宅での支援にボランティアの協力を求める場合は、ボランティアに
16 関する受付窓口を設置し、それぞれの役割とその活動内容、行動規範を明確にし
17 た上で募集し、ボランティアの配置や役割を指示する。

19 5 災害時におけるペット対策活動の終息の考え方

20 現地動物救護本部等の解散や動物救護施設の閉所等については、復旧や住民の住居環境
21 の整備状況、保護依頼の状況や飼い主への返還・譲渡の状況等を総合的に勘案して、その
22 時期を判断する。

ペット対策活動の終息の例

岩手県（東日本大震災）

岩手県災害時動物救護本部は設置から5ヶ月後の平成23年8月21日に廃止した。
廃止を判断した理由は以下のとおり。

- ① 自立の目安として位置づけられる応急仮設住宅が、全戸（13,983戸）が完成し、入居が完了すること、また避難所も9月上旬を目途に全てが閉鎖される見通しであったこと。
- ② 復興基本計画に基づく復興対策が本格化すること
- ③ 現在の本部の活動状況を鑑みると、岩手県災害時動物救護本部設置要綱に掲げる、いわゆる応急対策事業は一定の役割を終え、「被災動物」、「家庭動物を飼育する被災者」は生活再建（復興）に向かっていると考えられること

ただし、救護本部解散時に各動物愛護団体等で保管しているペットについては、引き

続き所有者への返還、又は新しい飼い主への譲渡にむけた取り組みを推進することとされ、必要に応じて長期預かりボランティアの紹介も行った。

宮城県（東日本大震災）

宮城県においては、震災発生から約3ヶ月後の6月22日に、既存の動物愛護センター敷地内に新たに被災動物保護センター（2次シェルター）が設置された。

被災動物保護センターで預かった、飼い主のいない動物については全て譲渡先が決まり、震災発生後1年をもって、被災動物保護センターを閉鎖した。被災動物保護センターを閉鎖する際には、閉鎖の期日を決め、その期日に向けて、新規預かりの停止、一時預かり動物の飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡を進めてきた

栃木県（東日本大震災）

栃木県では、平成23年3月29日に災害時避難動物等対策班が設置された。構成団体は、栃木県、宇都宮市、社団法人栃木県獣医師会、公益社団法人日本愛玩動物協会栃木県支部で、栃木県動物愛護指導センターが事務局を担ってきた。

平成24年4月以降、ペットに関する新たな相談がないことから、5月31日より同対策班の活動は休止している。

東京都（三宅島噴火災害）

平成12年6月26日の三宅島雄山の火山活動に伴い、災害対策本部が設置された。9月1日に東京都獣医師会は「東京都獣医師会三宅島被災動物救護対策本部」を設置し、その後、日本動物愛護協会、日本動物福祉協会、日本愛玩動物協会、東京都動物保護管理協会と協力し、「三宅島噴火災害動物救援本部」を結成し、活動を開始した。一方、東京都は三宅島噴火災害動物救護センターを平成13年3月29日に設置し、平成14年3月31日まで運営された。平成14年12月5日最後の1頭が引き取られ、全ての活動を終了した。

1

2

3 IV 災害時のペット支援活動を支えるもの

4 災害に遭遇した被災地において、ペットの支援活動に不可欠なのは「人材」、「物資」、「資
5 金」の3つの要素である。

6

7 1. 人材の確保、ボランティア（個人・獣医師・民間団体）や広域支援との連携

8 災害時にペットの支援活動の中心となるのは、自治体や現地動物救護本部等である。こ
9 れらの関係団体が平時から連携をとることが、円滑な救護活動の基礎となるが、そのため
10 には、相当数のボランティアも必要となる。

1 発災後の混乱した時期にボランティアを受け入れ、管理することは難しい場合が多いこ
2 とから、自治体等は、ボランティアの登録制度の創設やボランティア講習会を定期的に行
3 う等、自治体や現地動物救護本部の活動方針に協力できる団体や人材の育成に努める必要
4 がある。また、ボランティアのコーディネートを担うため、広域支援により他の地域の人
5 材が現地に入り、ボランティア活動のコーディネートが行える体制を検討しておく。

6 7 **平常時**

- 8 ・動物愛護推進員、地元獣医師会、民間団体等との連携
- 9 ・災害時のペット支援ボランティアの育成・登録
- 10 ・ボランティア獣医師等の登録、データベースの作成
- 11 ・近隣の自治体や獣医師会などとの広域支援・受援体制の整備
- 12 ・基礎自治体や地元獣医師会、民間団体の機能復旧計画の作成

13 **災害時**

- 14 ・ボランティアの確保
- 15 ・ボランティアの配置と管理
- 16 ・広域支援により派遣された人員の配置
- 17 ・支援物資の募集と配分・管理
- 18 ・義援金の募集と管理 等

19 20 ▲動物愛護推進員、地元獣医師会、民間団体等との連携

21 動物愛護推進員、地元獣医師会、民間団体や自治体等は、平常時から動物愛護管理に関
22 する業務で連携して、連絡体制を築くことで、災害時には人材派遣の協力を要請して円滑
23 に進めることができる。

24 25 ▲災害時のペット支援ボランティアの育成、登録

26 災害時にボランティアを安定的に確保することは困難なことが多いことから、自治体等
27 は平常時に災害時のペット支援ボランティアの講習会を開催し、必要な人材の育成を行
28 う。併せてボランティアをコーディネートする ボランティアリーダーの育成も行う。講
29 習会の受講生をボランティアとして登録しておくことで、緊急災害時に、登録者に協力を
30 要請できる。

31 32 ▲ボランティア獣医師等の登録、データベースの作成

33 地方獣医師会は会員の獣医師に呼びかけて、災害時に協力が可能な獣医師のボランティ
34 アや動物病院を、あらかじめデータベース化しておくことで、災害発生時にはいち早く近
35 隣の獣医師に協力を要請することができる。

▲ボランティアの確保

自治体等は災害の規模や状況によって、以下の例の様にボランティアを確保する必要がある。

・ 一時預かりボランティア

飼育が困難な飼い主などから一時預かりの依頼があったペットで、動物救護施設での収容が困難な場合などに、自宅等で一時的に飼育する。

・ 輸送ボランティア（あえて必要か？）

・ 動物専門ボランティア

獣医師、動物看護師、トレーナー、トリマー等、動物に関する専門的知識や技術を有するボランティアで、負傷動物の治療や獣医師の補佐、動物の保護管理、健康管理、手入れ、シェルターでの飼育管理等を行う。

・ 一般ボランティア

自治体や現地動物救護本部等が実施するペットへの支援活動に協力する。

動物の保護、飼い主探しへの協力、避難所・仮設住宅での飼育支援、支援物資の整理と配分、事務、情報収集、譲渡活動での新しい飼い主探しの推進、シェルターワーク、等

▲ボランティアの配置・管理

自治体等は、ボランティアリーダーや広域支援により派遣された人員等を活用して、ボランティアを配置し管理する。なお、ボランティアの活動に当たっては、ボランティア保険の加入等により事故等に備える。

▲広域支援による人員派遣

自治体等が行うペットの災害対策の2、3及び4に記載のある自治体等の役割のうち、初期及び中期については、災害時相互応援協定等に基づく広域支援による人員による活動が必要となる場合がある。そのため、事前に経費の負担等も含めて、支援及び受援の体制整備を行っておく必要がある。

2. 物資の備蓄・提供、救援物資の受付・配布

災害発生時に、速やかにペット対策活動を開始するためには、平常時から必要な物資を備蓄しておく必要がある。

物資の備蓄場所は、主に動物愛護センターや保健所等、災害時のペット対策活動の拠点施設になると考えられる場所がよい。

発災直後は、交通網が寸断し救援車両やガソリン、物資が不足するなど、すぐに避難所に物資が届かない場合も想定しておく必要がある。また、自治体や現地動物救護本部等

1 が、備蓄品を配布する際には、被害状況を的確に把握し、それぞれの要請や必要性に応じ
2 て計画的に配分することが重要である。

3 併せて、不足することが見込まれる物資は救援物資を募集するとともに、ペット災対協
4 へ支援を要請し、必要な物資の内容や数量を調整する。

5 届いた救援物資は仕分けされていないものが多いことから、物資の仕分けに必要な要員
6 を確保するとともに、保管や配送の拠点施設等を状況に応じて設置するなど、被災地の需
7 要に応じた供給を速やかに実施する体制を整えることが必要になる。

9 **平常時**

- 10 ・ペット対策活動に必要な実施事項リストの作成
- 11 ・必要な物資の備蓄
- 12 ・動物関連企業・団体等との災害時の物資供給体制や輸送手段に係る協力関係の構築

13 **災害時**

- 14 ・避難所・仮設住宅等での要望の把握
- 15 ・備蓄品の配付
- 16 ・救援物資の募集と配付
- 17 ・ペット災対協への救援物資の支援調整の協力要請

19 **3. 資金の確保、義援金の募集・配布**

20 迅速で円滑なペット対策活動を行うためには、ペットの飼養管理、物品の購入、動物救
21 護施設の運営等に係る資金が必要となる。

22 このため、被害の規模の状況等を踏まえ、自治体や現地動物救護本部等は義援金募集の
23 窓口と振り込み口座を開設し、義援金の募集を開始する。自治体や現地動物救護本部等の
24 ウェブサイトを利用して募集を告知するとともに、関係団体・企業等のネットワークやマ
25 スコミ等の協力を得て、積極的に広報する。なお、集まった義援金の収支管理を適切に行
26 うとともに、ウェブサイト等で義援金の用途を公表する。

27 大規模災害の発生時には、自治体等の要請を背景にペット災対協が義援金の募集を開始
28 する場合がある。集まった義援金は、被災地のペット対策活動の支援を目的に、主に被災
29 地の自治体や現地動物救護本部等に提供される。

31 **平常時**

- 32 ・義援金募集の受付窓口、振込口座設置の検討

33 **災害時**

- 34 ・自治体や現地動物救護本部等は義援金募集の受付窓口と振込先口座を開設
- 35 ・義援金の募集開始
- 36 ・自治体や現地動物救護本部等のウェブサイト等を利用して募集の告知

- 1 ・義援金の収支管理
- 2 ・義援金の使途の公表
- 3 ・(一財) ペット災害対策推進協会への義援金募集の支援要請(被災自治体等が独自に義
- 4 援金の募集ができない場合)
- 5 ・業務報告および決算報告

7 V 参照事項

8 1. 負傷動物、放浪動物等の保護が必要な動物への対応について

9 (1) 負傷動物、放浪動物の保護

10 自治体や現地動物救護本部等は、負傷しているペットを保護・収容し、必要な応急治療
11 をする。負傷動物は、基本的に自治体等の動物救護施設に保護・収容するが、重症の場合
12 や長期の治療が必要となる場合は、地方獣医師会と協議し、協力可能な動物病院に保護・
13 収容を依頼する。

14 自治体や現地動物救護本部等は、飼い主からはぐれたペットが被災地等に取り残された
15 場合、動物の愛護の精神や、人への危害の防止と生活環境の保全の観点から、保護・収容
16 等を実施する。

17 ペットが原子力災害などにより設定された立入り制限区域内に取り残された場合は、保
18 護依頼のあった飼い主から当該動物がいる可能性のある場所を聴き取るとともに、立入り
19 許可権限を有する自治体の担当部署とペット対策目的の立入りに関する調整を行う。許可
20 が得られれば、保護活動従事者の安全の確保を優先しながら、保護・収容等を実施する。

21 放浪動物を保護・収容する際には、捕獲器、捕獲用の餌、給餌用の餌、水が必要とな
22 る。捕獲器の設置にあたってはペットの安全に充分配慮し、設置場所、回収時間等を慎重
23 に検討する。放浪動物を保護できた際には、飼い主に向けて保護した現場に作業者の連絡
24 先等が記載された保護カードを残すなどの措置を講じ、飼い主への返還を進める。

25 保護したペットは、動物救護施設で収容するが、衰弱が激しい場合などは協力動物病院
26 へ搬送する。

27
28 保護カードとは：災害時の緊急避難などで同行避難できず、飼い主に放置されたペット
29 や放浪状態になったペットを保護・収容した際に、ペットを探しにくる飼い主のために、
30 保護作業をした者が、保護動物の現在の所在をそのペットの特徴とともに記載して、保護
31 した現場に残すカードのことを言う。

32 33 ◎保護カードの記載事例

34 犬の場合

- 35 ・ 保護した日時
- 36 ・ 保護した場所

- 1 ・ 犬のサイズ
- 2 ・ 犬の種類
- 3 ・ 保護時の首輪・服の有無、色・デザイン
- 4 ・ 預かり保護団体名、団体の連絡先
- 5 ・ 行政・警察への届出の有無
- 6 ・ その他の情報

7 **猫の場合**

- 8 ・ 保護した日時
- 9 ・ 保護した場所
- 10 ・ 猫の種類
- 11 ・ 保護時の首輪の有無、色・デザイン
- 12 ・ 預かり保護団体名、団体の連絡先
- 13 ・ 行政・警察への届出の有無
- 14 ・ その他の情報

15

16

17 **(2) 一時預かり**

18 自治体や現地動物救護本部等は、やむを得ずペットを飼養できなくなった飼い主から依
19 頼があった場合、期間を定めて一時預かりを行う。一時預かり先は、動物救護施設での受
20 け入れや、動物病院、動物愛護団体や個人ボランティア宅での預かり等、状況に応じた体
21 制を確保する。

22 ペットを受け入れる際にはマイクロチップの挿入などの個体識別措置を施し、識別マニ
23 ュアルなどにより確実な個体管理する必要がある。また、飼い主から預かる場合には預か
24 り期間、連絡先等を文書にし、飼い主からは署名をもらい、飼い主の責任をより明確にし
25 ておく。その際、ペットにとっては、飼い主と離れた慣れない場所での長期の生活が多
26 大なストレスとなることを説明して理解を得、できる限り早期に引き取るよう飼い主に依頼
27 する。

28 飼い主とは、こまめに連絡を取り、返還に向けた受け入れ準備状況や意思を確認する。

29

30

31 **(3) 公示と飼い主への返還**

32 自治体や現地動物救護本部等は、保護されたペットを、元の飼い主に返還するために、
33 保護動物の情報を積極的に公表する。広く情報提供ができるウェブサイトを活用すること
34 は効果的だが、指定避難所や仮設住宅で生活する避難者の中にはインターネットを利用で
35 きる環境にない方もいることから、指定避難所や仮設住宅の掲示板や回覧板も利用すると
36 よい。

1 できるだけ元の飼い主に返還するため、災害時には、自治体は通常よりも長い公示期間
2 を設けるとよい（約2週間～1か月程度）。また返還の際には取り違い等が起こらないよ
3 うに確認体制を整えることが必要である。

4 5 (4) 譲渡

6 自治体や現地動物救護本部等は、保護したペットのうち、公示手続き等を経ても所有者
7 が明らかにならなかったペットや、飼い主が所有権を放棄したペットを、新たな飼い主を
8 募集して譲渡する。

9 譲渡する場合には、適正な飼養管理ができる状況かどうかを、譲り受ける希望者に確認
10 するとともに、譲渡対象動物に飼養環境が適しているかどうかを判断する。

11 また、譲渡後に所有者が判明した場合を考慮して、新たな飼い主に対しては、本譲渡の
12 趣旨を十分に理解してもらい適切な譲渡手続きをする必要がある。さらに、譲渡先での適
13 正な飼育の確認・相談等に備えて、関係行政機関との連携等が重要になる。

14 15 2. 動物収容施設を設置する場合の留意点等について

16 動物救護施設は、災害時に、飼い主からの一時預かりや、保護・収容した負傷動物や放
17 浪動物を飼養管理する際に必要となる。

18 自治体等は、災害の規模が大きいなどで、保護動物の収容や管理が既存の保健所や動物
19 愛護センター等の活用だけでは不十分だと考えられる場合は、施設を増設するか、新たに
20 設置する必要がある。新しく建築する場合は、あらかじめ選定しておいた候補地に施設を
21 設置する。

22 23 ◆ 動物救護施設の設置、運営管理上の観点

- 24 ・ 動物救護施設の設置とその様相
- 25 ・ 動物救護施設の体制整備
- 26 ・ 収容動物の飼育管理
- 27 ・ 収容動物の健康管理
- 28 ・ ボランティアの活用

29 30 ① 動物救護施設の設置とその様相

31 災害時に必要な動物救護施設の設置に当たっては、「早急な設置と運営を目指すこと」
32 と「収容動物のストレスを軽減できる飼育環境の整備」とのバランスが重要となる。

33 動物救護施設のように多数のペットを群管理する場合には、感染症の発生防止とストレ
34 ス管理が重要となる。通常とは異なる環境に置かれたペットは多大なストレスを受け、病
35 気を発症してしまうことが多いため、飼育環境への配慮が必要となる。

1 主な配慮事項として、犬と猫を別棟または別室で管理する、猫は高さのあるケージに収
2 容し、隠れ場所や安心して休める場所とプレイルーム（運動場所）を用意する、犬は身体
3 を伸ばせるケージまたは寝床と運動場所を区分する等がある。

4 一方、緊急対応が求められる災害の状況下において、限られた資金や時間を効率的に活
5 用するためには、設置に係る時間、費用、活動期間等を考慮して施設整備計画を検討する
6 必要がある。最低限、温度・湿度の管理、飼育舎の広さ（必要な収容頭数と一頭あたりの
7 広さ）、逸走防止対策、感染症対策（隔離等）、洗浄消毒等の飼育環境のほか、物資の保管
8 場所、事務所、トイレ等が確保されていれば、飼育管理していく中での工夫次第で飼育環
9 境を充実させることが可能である。

10 既存の保健所や動物愛護センター等を活用する場合には、保護・収容したペットの飼育
11 管理場所を確保し、収容時の感染症の予防対策を十分に行う。

12 また、動物救護施設を増設または新設する際の様態は、テント、プレハブ、ユニットハ
13 ウス等の簡易な施設等の場合や、既存の空き施設を利用する場合等がある。

14 ② 動物救護施設の体制整備

15 既存の保健所、動物愛護センター等を動物救護施設とする場合は、既存施設の運営管理
16 を基本として、地方獣医師会等と連携を図りながら、収容動物の飼育管理や健康管理を行
17 う。

18 一方、動物救護施設を増設または新設する場合は、当該施設を運営管理する体制が別途
19 必要となる。その際は、施設長や副施設長を置くとともに、事務管理、犬・猫それぞれの
20 飼育管理、健康管理（獣医療）等の実務を担う体制を作る必要がある。

21 人材の確保にあたっては、現地動物救護本部等を構成する地方獣医師会や動物愛護団体
22 等と連携し、獣医師や飼育管理等のスタッフをそろえるとともに、ボランティアの活用を
23 図る。動物救護施設における役割分担の例を以下に示す。

24 ◎動物救護施設における役割分担の例

25 事務管理班

26 自治体や現地動物救護本部等との連絡調整、施設運営経費の管理、業務集計・報
27 告、新規動物の受け入れ、収容動物の譲渡、物資の管理、ボランティアの受け入れ・配
28 置・管理、ウェブサイトの更新、その他運営に係る事務等

29 犬飼育管理班・猫飼育管理班

30 動物の飼育管理（給餌・給水等の世話、食欲や排泄、身体の異常等の健康チェック、
31 動物の行動や状態のチェック）、施設の清掃・管理、居住環境のチェック（音、光、床
32 材等）、動物の運動・遊び、収容動物のデータ管理等

33 健康管理班

1 収容動物の健康管理、負傷動物の治療、予防接種等、マイクロチップの装着、不妊去
2 勢手術の実施、医薬品の管理、感染症予防のための衛生管理及びスタッフやボランティ
3 アへの指導等

4 5 ③ 収容動物の飼育管理

6 収容動物の飼育管理には多くの人員が必要とされるが、ボランティアを主とした体制に
7 すると、日によって作業人数が足りず必要な世話ができないおそれが生じる。

8 そのため、自治体や現地動物救護本部等は、収容頭数に応じた、最低限必要な人数をス
9 タッフとして確保するよう努める。

10 飼育管理にあたっては、個体ごとの情報を管理できるように、毎日の世話をを行う際に記
11 録簿を作成し、当該動物の状況について、それぞれの飼育管理者が把握できるようにす
12 る。

13 14 ④ 収容動物の健康管理

15 動物救護施設での収容動物の健康管理と治療等は、獣医師が行う。

16 獣医師は専任の場合や、地方獣医師会の会員獣医師の派遣等によるが毎日診察できる体
17 制を取ることが望ましい。

18 また、施設の設定状況により必要な治療が出来ない時や、収容動物が重症の場合等は、
19 近隣の動物病院へ搬送する（治療等に関連する様式は、資料 17 ～19 を参照）。

20 21 ⑤ ボランティアの活用

22 動物救護施設では、事務や収容動物の飼育管理等の作業を担うボランティアが必要な場
23 合がある。

24 そのため、自治体や現地動物救護本部等は、テレビ、新聞、ラジオ等のマスコミやウェ
25 ブサイト、公報やイベント等を活用した広報や、地方獣医師会や動物愛護団体等の民間団
26 体、また獣医系大学や動物専門学校等の学生等に人材の派遣を要請するなど幅広い募集活
27 動を行う。

28 また、収容動物は環境の変化やストレスにより攻撃的になる場合もあるため、咬傷事故
29 が起こるおそれもあることから、ボランティアの受け入れにあたっては、自治体または現
30 地動物救護本部等でボランティア保険等に加入する。

31 なお、日頃から飼育管理を行う常駐スタッフが、こうした攻撃性のある動物の情報を把
32 握し、注意を呼びかけるなどして、咬傷事故の発生防止に努める。

33 34 ◆ ボランティアの仕事内容の例

35 ・ 収容した動物の世話

36 給餌・給水、運動（散歩等）、健康チェックなど

- 1 ・ 収容した動物の身の回りの世話
- 2 犬舎・猫舎の清掃・消毒、運動スペース・ケージなどの清掃管理
- 3 動物の敷物などの洗濯管理など
- 4 動物の手入れ(シャンプー、グルーミング、ブラッシングなど)
- 5 ・ 動物救護施設の運営維持
- 6 ユニフォームの洗濯、必要品の買出しなど
- 7 動物救護施設の維持管理(施設・設備の修繕や雑用・掃除)
- 8 ・ 事務
- 9 飼い主との連絡調整 (面会、引き取りなど)
- 10 ボランティアとの連絡調整
- 11 支援物資の管理や要請
- 12 ホームページの運営など

14 3. 広報・普及啓発

15 動物救護活動を円滑に実施していく上では、的確な情報の収集や提供により、動物救護
16 活動を飼い主や住民だけでなく、社会全体に周知することが極めて重要である。

17 自治体や現地動物救護本部等は災害時に情報の混乱が生じないように、広報内容を十分に
18 検討し、関係団体と情報共有を図るとともに、組織的な広報活動を行う。

19 広報の実施では、情報を一元的に管理し随時広報することが必要であり、これにより動
20 物救護活動への関心と正確な理解が得られるとともに、被災した飼い主の混乱を防ぎ、避
21 難生活の不安を和らげることになる。

22 自治体や現地動物救護本部等は、避難した住民に対し、避難所や仮設住宅におけるペッ
23 トの適正な飼育の指導、飼い主不明で保護されたペットの情報、自治体や現地動物救護本
24 部等が実施している動物救護活動の情報等について、定期的に応報し普及啓発をする。

25 また、ウェブサイト等を活用して、広く国民に対し動物救護活動に係る情報を提供す
26 る。

27 ◆ 広報・普及啓発

- 28 ・ 避難住民に対する啓発活動
- 29 ・ 保護動物に係る情報提供
- 30 ・ ペット対策活動に関する情報提供

31 ① 避難住民に対する啓発活動

32 自治体や現地動物救護本部等は、ペットに起因した苦情やトラブルを防止するために、
33 避難所や仮設住宅での飼育ルールや適正飼育に関する啓発活動を行う。

34 ウェブサイト等を活用する方法のほか、避難所や仮設住宅では、ウェブサイト等を見る
35 ことができない住民がいることを考慮し、回覧板の活用等、紙媒体による広報を行う。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26

② 保護動物に係る情報提供

自治体や現地動物救護本部等が保護・収容した所有者不明の放浪動物等については、その所有者を速やかに見つけるために積極的に情報を提供する必要がある。

飼い主は避難所等に避難している場合が多いので紙媒体での情報提供も行う。保護動物は、長期の放浪により、飼い主とはぐれた場所から移動している可能性もあるので、情報提供にあたっては、保護した場所だけでなく当該動物の写真や特徴も付けることが望ましい。

③ ペット対策活動に関する情報提供

災害時のペット対策活動に関する情報提供は、窓口を一元化し、混乱の無いように努める。避難住民に対しては、支援を必要としている住民が、どこに支援を求めればよいのかわかるように、支援情報や連絡先等を広報するとともに、県内外に避難している住民に対しても情報が行き渡るように工夫する。

さらに、ペット対策活動に関する理解や関心を得、継続的な支援を図るために、ペット対策活動に関する情報は、マスコミの協力やウェブサイト等を活用して広く国民に情報提供する。

◎ウェブサイトにおける情報発信例

- ・ ペット対策活動の状況報告
- ・ 保護した動物の情報
- ・ 行方不明動物の情報
- ・ 譲渡対象動物の情報
- ・ ボランティア、救援物資、義援金の募集
- ・ 義援金の使途